

平成 2 3 年玉村町議会第 4 回定例会会議録第 1 号

平成 2 3 年 1 2 月 1 日（木曜日）

議事日程 第 1 号

平成 2 3 年 1 2 月 1 日（木曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 請願の付託
 - 日程第 5 陳情の付託
 - 日程第 6 議案第 4 6 号 玉村町税条例等の一部改正について
 - 日程第 7 議案第 4 7 号 玉村町収入印紙等購買基金条例の制定について
 - 日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）
 - 日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 3 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 3 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 1 1 議案第 5 1 号 平成 2 3 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 1 2 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 1 3 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 1 4 議案第 5 4 号 指定管理者の指定について（玉村町東部スポーツ広場公園）
 - 日程第 1 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	宇津木 治宣 君	14番	石川 眞男 君
15番	島田 榮一 君	16番	浅見 武志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総務課長	重田 正典 君
経営企画課長	金田 邦夫 君	税務課長	月田 昌秀 君
健康福祉課長	小林 訓 君	子ども育成課長	筑井 俊光 君
住 民 課 長	井野 成美 君	生活環境安全課長	高橋 雅之 君
経済産業課長	高井 弘仁 君	都市建設課長	新井 淳一 君
上下水道課長	原 幸弘 君	会計管理者兼会計課長	松浦 好一 君
学校教育課長	大島 俊秀 君	生涯学習課長	川端 秀信 君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 千尋	局長補佐	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○議長あいさつ

議長（浅見武志君） おはようございます。平成23年玉村町議会第4回定例会が開会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

年末を控え、議員各位には公私ともにご多用のところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。今定例会に提出されます諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由の説明が行われますが、議員各位におかれましては、円滑にして活発な議事を進められ、住民の負託にこたえるよう、適正、妥当な結論に達せられますようお願いするところであります。

これから日を追うごとに寒さを増し、風邪など引かぬよう、皆様にはご自愛の上、ご健勝にてご活躍されることをお祈り申し上げまして、開会に当たってのあいさつといたします。

○開会・開議

午前9時開会・開議

議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年玉村町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

議長（浅見武志君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果を、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。9月から11月までの監査、検査の結果については、お手元に配付しました文書のとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。

そして、総務常任委員長、議会運営委員長から閉会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されております。報告書は、お手元に配付したとおりです。

○日程第2 会議録署名議員の指名

議長（浅見武志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第120条の規定により、10番川端宏和議員、11番村田安男議員の両名を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議長（浅見武志君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る11月24日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

筑井あけみ議会運営委員長。

〔議会運営委員長 筑井あけみ君登壇〕

議会運営委員長（筑井あけみ君） おはようございます。報告いたします。

平成23年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、去る11月24日、午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から12月9日までの9日間といたします。

今定例会には、請願1件と陳情2件、町長から提案される議案は9議案を予定しております。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず初めに請願と陳情の付託を行います。次に、議案第46号及び議案第47号の2議案についてそれぞれ町長から提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、議案第48号から議案第53号までの6議案について町長から一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第54号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、一般質問を行います。質問者は5人です。本会議終了後、議会広報特別委員会が開催されます。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程3日目、4日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程5日目は、総務常任委員会が開催されます。

日程6日目は、経済建設常任委員会が開催されます。

日程7日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程8日目は、事務整理のため休会とします。

日程9日目は、最終日とし、午前11時より議会運営委員会が開催され、本会議を午後2時開議、委員会に付託された請願及び陳情について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出、閉会中の継続審査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（浅見武志君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成23年玉村町議会第4回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から12月9日までの9日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月9日までの9日間と決定いたしました。

○日程第4 請願の付託

議長（浅見武志君） 日程第4、請願の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成23年12月1日

玉村町議会第4回定例会

請 願 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	請願者又は代表者 住 所・氏 名		付 託 委員会等
1	23.11.8	子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書	紹介議員	宇津木 治宣	文 教 福 祉 常 任 委 員 会
			渋川市石原1609-1 コスモス保育園内 群馬県保育問題連絡会 会長 吉武 徹		

○日程第5 陳情の付託

議長（浅見武志君） 日程第5、陳情の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成23年12月1日

玉村町議会第4回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者又は代表者住所・氏名	付託委員会等
2	23.10.6	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書	前橋市本町三丁目9 10 群馬県医療労働組合連合会 執行委員長 石関 貞夫	総務常任委員会
3	23.11.21	原子力発電を廃止し再生可能なエネルギーへの転換を国に意見書提出を求める陳情書	玉村町大字樋越1706番地 原子力発電を考える玉村町の会 代表 金井 章臣	経済建設常任委員会

○日程第6 議案第46号 玉村町税条例等の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第6、議案第46号 玉村町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。師走に入りまして、寒さも日増しに厳しさを増してまいりました。本年もいよいよ残すところ一月足らずとなり、何かと気ぜわしい季節を迎えたわけでございます。

さて、10月末以降、不審火が続いており、町民の皆様には大変なご心配をおかけしておりますことに対し、おわびを申し上げる次第でございます。また、消防団員、消防署員の皆様には、深夜から翌朝までの消防活動とそれに引き続いてのパトロール行動を続けていただいておりますことに対し、3万8,000の町民を代表して感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、平成23年玉村町議会第4回定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを述べさせていただきます。日本経済は、東日本大震災の影響や戦後最高水準の円高傾向、さらには欧州の債務危機など低迷する海外経済情勢により依然として先行き不透明な状況にあり、その上、タイの大規模な洪水被害により日系進出企業が生産停止に追い込まれるなど、景気がさらに下振れするリスクが存在しております。

こうした中、当町における財政状況は、これまでの行財政改革により、財政指標においては比較的健全な状態を維持しているものの、今後も引き続き厳しい財政運営が予想されます。そこで、平成24年度予算編成に当たり、第5次総合計画と歩調を合わせたものとするとともに、限られた財源、限られた人員で住民の安全、安心をさらに向上させ、町の活力を高める手だてを講ずるよう職員に指示したところであります。

さて、本日、平成23年第4回玉村町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれま

しては、ご多用のところご参会をいただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日より12月9日までの9日間、9議案につきまして提案させていただき、ご審議をお願い申し上げるものでございます。よろしくご審議をくださいます、ご議決を賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

また、本定例会では11名の議員さんから一般質問の通告を受けております。誠心誠意、議論を尽くしてまいりたいと存じます。あわせて、貴重なご意見、ご提言をいただけるものと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。議案第46号 玉村町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日付法律第83号で公布されたこと等に伴い、玉村町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、個人町民税については寄附金控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、また地方税法の引用による条例条文の簡素化に伴う規定整備による改正でございます。

次に、第90条の軽自動車税の改正でございますが、これは平成23年度から群馬県が身体障害者等に対する自動車税等の減免制度を一部改正したことに伴い、県下の市町村も軽自動車税について平成24年度から同様の取り扱いをすることとなったため、改正させていただくものでございます。

改正の概要は、身体障害者等に対する減免について、対象となる軽自動車等の範囲を拡充するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午前9時14分休憩

午前9時14分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） この新しい条例の中で、新しく町長が別に定めるものが入ったと思うのですが、それについて、それに関連するものは出ていませんけれども、今現在では新しく定める給付対象者、ものについては検討はされておりますでしょうか。

議長（浅見武志君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） その定めるものということに対しましては、ちょっと細かい話になるのですが、身体障害者の場合、満18歳以上で生計を一にする方の所有で本人が運転する場合は対象外だったのですが、それを対象とするということ、それに同じく、18歳以上で生計を一にする者が所有し、運転する者が生計を一にする方、それもだめだったのが、それも対象とすると。それと、精神障害者、本人が所有し、本人が運転する場合、それもだめだったのが該当すると、それに同じく精神障害者において、生計を一にする方が所有し、本人が運転するもの、それも今までは対象外だったのですが、対象とするというようなことの改正でございます。よろしくお願いいたします。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 済みません、質問の趣旨がわからなかったみたいなので、申しわけありません。

34条の7のところ、町長さんのほうで検討されて、新たな特定の非営利活動法人の寄附金とか、そういうものまで認められるような条例の内容になっているのですけれども、今現在、町では、例えば国のほうで特定、この部分については寄附金控除の対象になるものというは出てきていますけれども、町のほうで特別にそういうものを考えてというものはありますかという内容の質問でございます。今、これから検討するので、この条文ができたので、これから検討していくというふうなものかなとは思いますが、今現在そういうようなものの検討等が入っている状況かどうか教えてください。

議長（浅見武志君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） 大変失礼しました。

今回につきましては、県に沿った形で改正をさせていただきました。町につきましては、必要なものは今後検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第7 議案第47号 玉村町収入印紙等購買基金条例の制定について

議長（浅見武志君） 日程第7、議案第47号 玉村町収入印紙等購買基金条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第47号 玉村町収入印紙等購買基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町において収入印紙及び群馬県収入証紙の販売を行うに当たり、収入印紙等を購入するための資金を基金として設置する必要があるため制定をするものでございます。

条例の概要を申し上げますと、主に一般旅券、これはパスポートでございます、一般旅券発給申請の手数料に関し、住民の利便を図ることなどを目的とすること、基金の額は収入印紙及び群馬県収入証紙を合わせ100万円とすることとなっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

-
- 日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）
 - 日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 3 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 3 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 1 1 議案第 5 1 号 平成 2 3 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 1 2 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 1 3 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議長（浅見武志君） 次に、日程第 8、議案第 4 8 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 1 3、議案第 5 3 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 6 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 8、議案第 4 8 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計補正予算(第 6 号)から日程第 1 3、議案第 5 3 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 6 議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から 5 1 7 万 8 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を

102億585万6,000円とさせていただきます。

主な補正内容ですが、まず職員人件費では、職員数の減少や人事院勧告に伴う給与改定により総額4,127万5,000円の減額でございます。

次に、総務費では、来年1月からパスポート発給事務を住民課窓口で開始することになっておりますが、その申請書類に必要な収入印紙やこれまでも販売していた群馬県証紙を会計課窓口で販売するため、収入印紙等購買基金を設置するための経費として100万円を計上するものでございます。

また、基幹業務総合情報システムについては、扶養控除の見直しの影響をなくすための保育料システムの改修や障害者自立支援法の改正に伴う障害者福祉システムの改修でございます。

次に、民生費では、心臓病児手術見舞金支給対象者や障害者、重度訪問介護利用者の増加に伴う事業費の増額でございます。

衛生費では、東日本大震災以降、個人住宅の太陽光発電に注目が集まっており、今年度は当初予算で見込んだ50件の倍の100件を超える申し込みが予想されることから、その助成費を追加するものでございます。

次に、商工費では、今年7月から実施しております住宅リフォーム支援事業について、現在150件を超える申し込みがあり、今後もその申請がふえることが予想されることから、その補助金を追加するものでございます。

消防費では、去る10月から11月にかけて町内で発生した連続不審火の警戒のため、消防団による夜警を約1カ月にわたって行っていただいたことから、消防団運営交付金を追加するものでございます。

次に、教育費ですが、福島第一原発の影響による空間放射線量の検査を町内小中学校においてこれまで以上にきめ細かく実施するとともに、調理済みの給食等を検査できる食品放射線測定器を導入し、子供たちの安全を守り、保護者の不安の解消に努めていきたいと考えております。

最後になりますが、めぐみクリニック院長の塚田様から、これまでふるさと寄附として3年連続して100万円をいただいております。昨年度と今年度分を合わせた200万円について、寄附者の指定する事業に充当させていただき、今回は保健センターの自動血圧計や社会体育館のコードレスバイク、角淵グラウンドゴルフ場のベンチ等を購入したいと考えております。

以上が一般会計補正予算の概要でございます。

議案第49号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,482万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,535万5,000円とさせていただきます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして、一般会計繰入金を383万5,000円減

額し、繰越金1億3,333万8,000円、支払基金前期高齢者交付金8,019万円、過年分療養給付費等交付金523万3,000円を増額するものでございます。

歳出の主なものとしては、今年度前期分の医療費の状況により増加が見込まれることから、保険給付費として1億8,068万円、国の前年度の補助金が確定したことによる返還金が3,308万7,000円、一般被保険者保険税還付金100万円を増額するものでございます。

議案第50号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96万2,000円の増額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,130万4,000円とさせていただきます。

補正の内容といたしましては、平成22年度の事務費精算分として一般会計返還金を96万2,000円増額するもので、財源としましては繰越金を充てるものであります。

議案第51号 平成23年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、介護保険特別会計の歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額を第1表、歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

内容といたしましては、地域密着型介護サービス給付費を減額し、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費、特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費、高額介護サービス費の増額を計上するものでございます。

議案第52号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,015万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,426万円とさせていただくものでございます。

歳入については、特定環境保全公共下水道事業受益者負担金を1,205万1,000円、公共下水道事業債を4,130万円、特定環境保全公共下水道事業債を1,770万円減額し、流域下水道事業債を90万円増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道建設費については、職員給与費の超過勤務手当を20万円、流域下水道建設負担金を30万8,000円増額し、福島地区幹線整備事業の工事請負費を6,000万円減額し、特定環境保全公共下水道建設費については、職員給与費の給料を5万2,000円、職員手当を19万2,000円減額し、共済費を3万8,000円増額し、測量設計委託料を2,300万円減額し、工事請負費を1,200万円、流域下水道建設負担金を54万7,000円増額するものでございます。

最後に、主な減額理由についてご説明申し上げます。歳入についてですが、特定環境保全公共下水道受益者負担金の減額理由は、下水道認可区域の拡大時期が延期されたことにより、収入の基準とな

る賦課対象面積が減少したためでございます。

公共下水道事業債の減額理由は、福島地区幹線整備事業、これは汚水工事でございます、を今年度は実施しない見込みとなったため、借入予定額が減少するためでございます。

歳出についてですが、測量設計委託料の減額理由は、入札執行により事業費が大幅に減少したためでございます。

福島地区幹線整備事業の減額理由ですが、当該事業は上半期に設計し、下半期に施工する計画でございましたが、設計の段階で流す方向を検討したところ、県道部からの着工が必要となり、年度内の発注が困難となったことから、次年度に先送りすることとなったためでございます。

議案第53号 平成23年度玉村町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

本案は、収益的支出の予定額を80万2,000円増額し、その総額を5億4,285万4,000円と定めるとともに、資本的支出の予定額を1,000万円増額し、その総額を2億2,292万4,000円と定めるものでございます。

増額する項目ですが、職員給与費については、給料を28万2,000円、手当を43万円、法定福利費を9万円増額し、建設改良費について、上之手及び下新田地内における配水管布設がえ工事のため、工事請負費を1,000万円増額するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(浅見武志君) 提案説明を終了いたします。

次に、日程第8、議案第48号 平成23年度玉村町一般会計補正予算(第6号)に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番(町田宗宏君) 15ページの中ほどに職員給与、38名、総務課、減額477万6,000円とありますが、そのほかにも職員給与について総額で4,000万余ほどの減額になっているはずですが、特別職ですとか我々議員の減額はしないのでしょうか。

議長(浅見武志君) 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長(重田正典君) 今回の補正でお願いしております職員給与の減額でございますが、この内容につきましては、人勤に伴う減額と、あと昨年の12月現在の職員の定数と現在の定数の差、ですから、昨年度よりも現在職員が5名少なくなっています。その差の減額をさせていただくものでございます。人勤につきましては、職員給与の減額も行いますが、特別職の報酬については人勤等がございませんので、現段階では減額する予定はございません。

議長(浅見武志君) 9番町田宗宏議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） 特別職については、特別職報酬等審議会というのが町にありますね。一般の町の職員が人事院の勧告を参考にして減額をされると、もうされることに決まりましたね、29日、臨時議会で決まったのですけれども、特別職についてはそういう町で審議会があると。しかも、審議会は平成17年の5月13日以降開かれていませんね。人事院の勧告は毎年やっています。私も公務員ですから、非常に興味がありました。町はずっと開かないのです。なぜ人事院が毎年開くかということです。国家公務員の給与が民間の企業等に勤めておられる者と比較して適当かどうかと、それを判断して勧告しているのです。町の特別職についても、当然、毎年特別職報酬等審議会を開いて、委員の皆さんのご意見を聞いて月例給、報酬等を決めるべきであると、こうと思いますが、いかがでしょうか。町長、いかがお考えですか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） きょうの法令のほうは人事院勧告に対して議決を求めているわけございまして、また一般質問でも町田議員のほうからあると思いますけれども、参考にしておきます。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） 何か答えになっていませんが、一般質問をやるからここで答えないというのはどういうことなのでしょう。やっぱり、いかなる場合でも、23年度の玉村町一般会計補正予算（第6号）の審議をしているのですから、それに関連した質問ははっきりとお答えを願いたいと思います。

議長（浅見武志君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 今のは人事院勧告に対する答申についての議決でございまして、それをお願いしているわけございまして、特別職、議員さんの給与についての問題については、意見でございますので、参考にしていきたいと思っております。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

2番石内國雄議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） ページでいきますと29ページと37ページ、2つあるのですが、太陽光システムの関係と住宅のリフォームの関係で補正予算がついて、要望があるということで、ニーズがあるということで予算の計上をされて補正予算が入ってきております。特に住宅リフォームの関係については、6月からもう既に3回、補正がどんどん組まれて、どんどん、どんどん金額がふえていって、町の経済の向上等に非常に発展されているし、安心、安全のためには非常にいいことかなというふう

に思います。

この住宅リフォームについては、例えば25年度ですか、26年の3月までの完成部分について対応するものでありますけれども、申請がどんどんふえてきたので、どんどん補正を暫時つけていくというやり方についてちょっと疑問がありまして、まず本年度では大体何件、上限、どこまでという話と、それからそれは太陽光も同じですけれども、これは住宅リフォームについては3年度続けていく話ですので、総額的にどのくらい投下していく予定であるかということをお尋ねをしていく中で今回の形だと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

それから、太陽光システムについては、今回またなりましたけれども、これは何年、何年というので決まっていますので、来年度、再来年度等も続けていく意向であるかどうか、それをちょっと確認したいのですが。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） ご質問の内容につきましては、リフォーム関係の補正予算のほうは何度も出ているというところからだと思います。

これにつきましては、6月の補正予算のときに当初年間600万円ほどということで計上させていただきました。これにつきましては、初めての事業でありますので、他の町村の状況を見て、ある程度勘案して決めました。それで、中之条町が一番早くこのリフォーム事業を行いまして、中之条町が当初やったときには年間150万円で予算を組んだそうです。それが大分ふえてきて、23年度につきましては、中之条町で500万円という増額の当初予算を組んだというような新聞記事等が載っておりました。それらを参考にしまして、当町につきましては、規模的に大体600万円ぐらいでしょうという話で補正予算のほうをとりました。

これは、順調にその辺のほうは、件数のほうは消化してきたのですが、9月になりまして急激にこの事業のほうに浸透したことによりましてふえてまいりました。ちなみに、最初が、7月が16件ありました。その後、8月が30件、9月につきましては40件、10月につきましては50件、11月が60件と、本当に10件ずつぐらい、どんどん、どんどんふえてきているような状況でございます。そのような状況がなかなか把握し切れなかった面もあります。そんなところで補正予算をお願いしているところであります。

なお、先ほども申し上げましたとおり、11月が非常にまた多くなってきておりますので、今回の補正予算を含めて今2,400万円ということをお願いしております。これが今後まだふえるというふうに考えております。23年度で3,000万円ぐらいの予算が必要になるのではないかとこのように考えております。それを3年間ということでございますので、約9,000万円、大体1億円ぐらいの、このままでいきますと予算が必要になるかというふうに考えております。

それから、年度ごとの上限を設けてというご質問でございます。ほかの市、高崎市、前橋市等を見

ますと、やはり年間で何件で幾らという予算を計上しまして、応募期間を設けまして、その期間の応募のみで1年間を消化すると、早い者順ということでございますが、そのようなことでやっておりますが、それが果たして住民に対して行き渡るようなサービスかどうかということをお考えますと、玉村町としましては、要するに申請のあったものにつきましてはその年度の処理を行っていききたいというようなサービスのほうをしたいということで、今のところ年間で上限を設けてということには行わないというような方針でいききたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） そうしますと、今お話の中でありました高崎市、前橋市の中では応募の範囲内という形で、応募期間を設けて、上限が設けてあるということなのですが、玉村町については、ニーズに合わせて、この3年間にわたってはほとんどの人に保障していくというような形というふうに聞こえたわけなのですが。

もう一つ、それで果たして大丈夫なのかということで、財政面のほうからの話で、金額が大きくなるものですから、それが大丈夫かどうか、その裏づけの関係が1つと、それから、これが申請して、予算の範囲内という規定になっているということと以前に聞いておるのですけれども、そうすると、例えば今回補正をして、申請の限度額がもういってしまった場合には、例えば今もう限度額がいきましたよと、あした申請が出てきたものについては、次の補正が出るか、出ないか、補正が上がるかどうかによって受けられるか、受けられないかということが判断できない部分があるかと思うのですが、その申請がちゃんと手続がとれていれば、その分についてはすべてフォローして補助をしていくということをおまづ確認していききたいのですが、その2点をお願いします。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 1点目の財政の裏づけにつきましては、総務課長のほうからお話があるかと思ひます。

2点目の、その辺の申請があった時点で予算が足らなかつたらどうするのかというご質問だと思ひます。その場合は、要綱の中に予算の範囲内ということがありますので、その予算の範囲では補助の交付決定ができないわけであり、予算をオーバーしてしまうと。その場合は、その辺は少し留保してもらって、補正予算が通過した時点で補助の決定のほうを出すということとあります。そのようなことで、その期間のタイムラグが少しあるかと思ひますが、その辺はご容赦を願って、住民の方に納得していただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 予算的なことでございますが、このリフォーム補助金につきましては、

第5次総合計画で町は人口の要するに減少をストップさせるということをやっております。そのために、仮に1世帯で住んでいる住宅を2世帯が住めるような住宅にリフォームするとか、いろんなことも考えられます。

また、リフォーム業者につきましては町うちの業者ということで、町うちの業者への経済波及も非常に考えられる部分でありますので、町としては全力を挙げてこの事業については実施していきたいと考えております。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 先ほどの申請とのタイムラグの関係については、留保していただくということは、その場で申請をちょっととめておいてもらって、受け付けをしないということですか。それとも、一たん受け付けておいて、一応これは留保しておきますよというニュアンスでよろしいのでしょうか。

それから、財政のほうの裏づけについては、方向性はわかるのですけれども、具体的なものはやっぱり持っていないと非常に難しいかなというのがありますので、しっかりとそれを組んでいただければと思います。

それから、ちょっとこれは気がついた点なのですが、プレミアム商品券の話が前にもありましたけれども、そういうものもこの補助の中に入れることで、例えばお金だけではなくて、補助金とプレミアム商品券みたいな形をセットすることによって、事業者だけでなく商人の方へも波及がいくのではないかなということもあると思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） まず、1点目の受け付けの申請時で、申請のほうをストップするのということですが、要綱のほうでは申請をストップするということはありません。それですので、申請のほうは受けさせていただきますして、その後の、その申請を受けて審査をして、交付決定を出す段階を少し補正予算が通るまで待っていただくと、補正予算のほうで否決されれば、それは申しわけありませんが、次の段階というふうに進むというふうを考えております。

それから、プレミアム商品券とセットでこの辺のリフォーム事業をやったらどうかという話でございます。やはり、このことにつきましても、当初これを始めるときには事務局で検討はさせていただきました。太田市がこの辺のリフォーム関係の補助金を市内で使える商品券ということでやっておりますが、その辺をもうちょっと自由に経済活動ができるようなものはやはり現金ではないかというふうを考えて、ほとんどの市町村も現金でやっております。そのようなことで現金ということになっておりますが、十分に検討する課題ではないかというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

6 番筑井あけみ議員。

〔 6 番 筑井あけみ君発言 〕

6 番（筑井あけみ君） 同じく 37 ページの住宅リフォーム支援事業についてちょっとお聞きしたいのですが、これは地域経済活性化対策でありますので、地元の業者に限定ということで出している支援事業だと思います。ただいま説明いただきましたら、今現在 160 件ぐらいの申請があったということではありますが、そうなりますと、地元の業者の受けたほうの事業費というのですか、総工事費というの把握しているのではないかと思うので、その辺と地元の業者の活性化にどのくらい成果が出ているのか、その辺をお聞きしたいのですが。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔 経済産業課長 高井弘仁君発言 〕

経済産業課長（高井弘仁君） 今現在、150 件から 160 件ほど出ております。その辺の総工費のベースでいきますと、約 1 億 4,000 万円の総工費に対して、補助決定のほうは約 2,000 万円ということで今現在なっております。

それから、地元業者の関係ですが、これはかなり小さな要するに業者、小規模の業者を、できる限り小規模の業者から中規模程度を救いたいというねらいがありまして、これらの事業をやったわけですが、大変、個人事業主の方もこの事業をやっております。そういう面からは、十分成果のほうは上がってきているのではないかというふうに思っております。なお、そういう業者が、これから制度のほう浸透していけば、もっともっと申請のほうが増えてくるのではないかというふうに思っております。

議長（浅見武志君） ほかにございませんか。

8 番三友美恵子議員。

〔 8 番 三友美恵子君発言 〕

8 番（三友美恵子君） 先ほどと同じ質問なのですが、総工費はわかったのですけれども、玉村町でどのぐらいの業者がかかっているかということと、この補助金が適正に使われているかどうかの審査とか、そういうのは行っているのですか。お金を出したままで終わってしまうのか、その後の調査というか、適正に使われているかどうかの見きわめ、それはやっておりますでしょうか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔 経済産業課長 高井弘仁君発言 〕

経済産業課長（高井弘仁君） 玉村町にどのぐらいの業者があるかということがまず第 1 点だと思います。個人事業主から該当させるということでもあります。例えば 1 人で大工さんをやっている方もこの事業の対象というふうに私どもは考えております。実際にそういう方も出ております。有限会社、株式会社の方もいらっしゃいますけれども、その辺が全体でどのぐらいの業者がいるかというところまではちょっと把握し切れずおられない状況であります。ただ、今現在、かなりの業者数のほうで出て

おります。小さい業者を入れると、30から40の業者が参加しているという状況であります。

それから、補助金の使い道について適正かどうかということでございます。補助金につきましては、現金で出るものですから、それは自由な経済活動をしていただいて結構だということでありますけれども、申請をするに当たって、その申請が適正かどうかという審査のほうは町のほうでは行っております。適正かどうかといいますのは、この事業が要綱に定められた事業に合致するかということが一番の我々は問題だと思っております。当然、自宅でございますので、それに付随するような、例えばカーポートとか外構とか、そういう事業はこの事業には該当しないということがありますので、その辺を見積書のほうをよく見て、その辺の検討は厳しく行っております。

なお、もっと細かい部分、その内容が果たして妥当な内容であるかということにつきましては、残念ながら当町の職員ではその辺の妥当かどうかの内容までは審査できない状況であります。ただ、業者とか住民に行っていたきたいことは、住民につきましては、複数の見積書等をとったり、自分の信用できる事業主をあらかじめ選定のほうをしっかりとさせていただくとか、それから業者につきましては、不法な営業等を行えないようにというふうなこともきつく指導しているという状況でありますので、その辺は見守って、そういうことがあったとすれば十分今後の課題というふうに考えております。よろしくをお願いします。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番(三友美恵子君) 7月から本当に10件、10件ふえていく、このような状況で、また60件、次は70件という、町の業者が対応し切れるのかということもありますし、適正にちゃんと工事ができるのかというのもちょっと心配なところがあるのですが、そこら辺はどうでしょう。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） その辺で、非常に1件の業者で多く出てくるというような状況も確かにあります。その辺は、今までの事業の事業実績報告等をしっかりと見て、それからうちのほうの消費生活センターのほうに、その辺の手抜きの工事とかがないかどうかとか、そういうところをじっくり見ていって、やり切れない事業を余分にとったりとか、そういうことがないようにというふうに考えております。よろしくをお願いします。

議長（浅見武志君） 次に、14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番(石川眞男君) 今の関係で補助金を出している関係で、工事が終わりましたという、その完了報告、写真とかそういった形での、そういうものは受けていますか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 交付申請を受けまして、交付決定を出しまして事業のほうに着手していただくというのでありまして、その後は実績報告書のほうを出していただきます。その中には、工事前の写真と工事後の写真、それから業者に支払った領収書を確認しまして、補助金のほうの交付を行うということでございます。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） これは、補助金を出すことによって、家のリフォームをすることによって快適な住環境を整えるという意味の予算ですので、政策ですので、それはそれなりの意味があると思いますので。しかし、青天井の予算みたいな形では、どこまでいくのかなという心配もぼちぼち出てきたかということでもありますので、その辺をまた考慮していただきたいと思います。

それで、私、質問をまた変えますけれども、学校給食の中での、57ページ、これは食品放射線測定器のことだと思うのですけれども、これはどの程度の放射線量を測定する機材で、どこに置いて、だれがどのようにいつの段階で使うのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（浅見武志君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大島俊秀君発言〕

学校教育課長（大島俊秀君） この器具の関係なのですけれども、一応、設置する場所は給食センターに設置する予定であります。

それから、器具の同等のということなのですけれども、伊勢崎市さん、前橋市さんが器具を導入したかと思うのですけれども、それと同等の、金額的には350万円プラス消費税程度の器具ということで予定をしているのですけれども、これからちょっと選定のほうを、もし議決していただくならばそちらのほうを進めたいと思っております。

それから、使うものは給食センター内で置くものですから、給食センターのほうでその関係を測定していく予定であります。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 町長にちょっとお尋ねしたいのですけれども、学校でも幾つか今回の補正予算で測定器を買ったり、それでまた今度はこういう形で、かなりの負担を町も今回の予算で組むわけですけれども、東京電力に対して請求書をやっぱり持っていったいいと思うのです、ここまで来ると。そういう考えは今の時点であるかどうかお尋ねします。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 玉村町の場合ですと、基準以下の放射線量ということでございますので、これはあくまでも今後の予防ということといろんな不安を解消するというところでこの機械を入れていく

円ということで、50件程度ということで当初予算は組ませていただきました。町長の提案説明にもありましたように、今回、震災の関係で非常に、計画停電だとかそういうものがございまして、だんだんと申請件数がふえてまいりました。今現在では、既に10件程度の方に待っていただいています。予算につきましては50件程度しかございませんので、待っていただいている方には、リフォームと同じように、実際補正予算がつけば交付決定をさせていただきますと、とりあえず交付申請書はお預かりをさせていただきますということで、そういうお願いをして、10件程度は現在お預かりをさせていただきます。実際、10月、11月ぐらいになりましたら非常に申請件数もふえてきてございます。そういう中で、今後もふえることが見込まれるということで、今回やはり50件程度の補正を出させていただきますというところでございます。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） そうすると、1件当たり今10万円程度ですか。ちょっとその辺を。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 1件幾らかというご質問でございます。1キロワットに対して3万円ということでございます。それで、町としては、上限3キロワットまでということで、上限は9万円というふうにさせていただきます。今現在は、ほとんどの方が3．何キロとか、そういう申請をいただいているというのが現状でございます。やはり屋根の面積によってパネルの上がる量というのが決まっておりますので、一概にすべての方が9万円というものではございませんが、ほとんどの方が上限の9万円の申請というふうになっております。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） それで、やはりいろんな問題で、東電のほうの関係で原発が使えなくなるのではないかと、きょうの新聞を見ますと、福島県ではもう全部撤廃だと出ていますので。やはり、そうなりますと、うちの町としても、太田市みたいに特別な住宅用地にあのような太陽光発電をつけて、モデル地区みたいのをやるというような計画は今後お持ちでしょうか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 当初予算のとき、去年の暮れですけれども、もう少し太陽光発電を宣伝して、玉村町としてもっと太陽光発電を積極的にやろうではないかという話がありました。本来的に、もっと補助金を上げるということと金額も上げるということで検討はしたわけですが、余り、去年のうちは太陽光発電の申し込みが少なかったのです。思ったほどの伸びがなかったということで、去年並みの規模で今年度予算を立てたわけですが、群馬県そのものが日照時間

が全国で第4位ということで、非常に太陽光発電に適している地域でございますので、県のほうも太陽光発電をこれからももっとやろうということと、3.11の大震災の後の福島原発の問題が起きて、もう福島県そのものが原発は全部廃炉しろと議会も議決したと、知事ももう廃炉をするということで表明しているわけでございますので、今後原発での電気の供給というのはますます減っていくことは間違いないということでございますので、今笠原議員さんが言ったように、メガソーラーというような形で大規模な太陽光をつくっていくというような、群馬県としてもそういう計画は今持っております。そういう計画もありますし、玉村町としても、来年度以降、どういふもので太陽光発電を今まで以上に広めていくかということとは検討していく予定でございますし、全国第4位の日照県の群馬県というのをもっともっと生かす必要があるかなと考えておりますので、その辺については今後の検討課題として十分に検討していく予定でございます。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） ちょっと気になったので、ご質問したいと思います。

消防団の運営事業ということで105万円ばかり補正を組んでいます。これは、ご案内のとおり、10月来の不審火が連続して続いているということに対応して、消防団がいろいろと警備をし、あるいは連日連夜出動していただいていることに対する配慮ということだと思えますけれども、これはいわゆる規定としてこういう金額を出すということの範囲内でしょうか。まず、そのことを。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 105万円の消防団への運営交付金ということでございますが、これにつきましては、当初予算では8回程度の出動手当分を含んだ金額で計上させていただいています。例年ですとこの8回ぐらいで頭打ちというふうにさせていただいているわけですが、ことし、10月末から連続火災、それに対する警戒等がございますので、今回につきましては、出動手当、1回につき1人3,800円というのが基本額になっているわけですが、これの2回相当分ということで、2回分では足りないのですが、こちらを追加して消防団に交付をさせていただきたいということで計上させていただいています。よろしくお願ひします。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 過日も、これは角淵の消防団の方なのですが、ちょっと話をしましたら、もう連日で本当に団員の皆さん参っていますよと。今までは、当初は、出動した、その後、終わった後、では飯でも食いにいこうかという話も出ましたけれども、最近では、終わった後、ラーメンでも食いにいこうかという話さえ出ないほど多くの皆さんが疲れているのだと。私が話を聞いた彼もお勤めをし

ておりますけれども、そういう意味で、日常の日ごろの本業の中にも影響を与えるほどだというふう
に言っております。そうした中をご苦労いただいている消防団員の皆さんにはまことに、お礼を申し
上げる以外ありませんけれども、今現状の状況について、これは収束の見込み、見通し、あるいはま
たもう一点は、火災が頻発している南部の皆さんの消防分団と例えば上陽のほうの北部の分団と、こ
の辺についての出動の時間帯あるいは回数等については全く同じ条件なのでしょうか。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 消防団員につきましては、自分の仕事を持ちながら、また別に
夜、警戒に当たっていただいているという状況でございます。消防団として、団長の命令としては、
11月いっぱい今回の夜警については終了するという案を提示させていただきました。そうしまし
たら、分団長会議の中で分団長のほうから、やはりここまでやってきて今静かになっているという中
で、年内につきまして、このままの状態でもどうしても進んでいきたいのだということで、各分団で相
談をしていただいて、2個分団で1台のポンプ車を使いまして1日1回程度回るということで、12月、
本日からですが、大体2つの分団のところを1つの分団が持って順番に交互に回っていくというこ
とでございますので、警戒につきましては同じように回っているという状態にはなりますが、分団員へ
の負担というのは分団長さんたちで考えていただいて、幾らか軽減できるようにというふうにして
いただいておりますので、よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 4番柳沢浩一議員。

〔4番 柳沢浩一君発言〕

4番（柳沢浩一君） 先ほど来、住宅リフォームの問題に関して多くの方からご意見をいただき、
また話を聞いた結果によると、いずれにしても、リフォームに関しては、ある意味、悪く言えば垂れ
流し、際限なく出しますよと、時限ではありますけれども、そういうことになっております。そうい
った観点から考えても、では消防団のこのご苦労に対してもう少し町として、執行として、消防団員
としては、お金ではないけれども、少しでも何らかのそうした余裕のある手当があれば励みにもなる
という、そういうこともあろうかと思うので、ぜひそうしたことも踏まえて一層の支援をお願いでき
ればということで、最後に町長、一言だけ。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 消防団員の皆さんが大変、日常の仕事をした中で夜間のパトロールというこ
とでございます。10月からの火災、3件の火災で鎮火が翌朝だったということで、消防団員は一晩
じゅう消火活動に当たったということでございますし、この辺の苦労は大変な苦労だったなと思っ
ております。ですから、この苦労に報いるためには、今言ったような形でのことも1つだし、もう一つ
は、住民の皆さん、議会の皆さんもそうですけれども、我々も消防団に対して本当にご苦労さんでし

たということで、町じゅうの人にそのような消防団員に対して激励をしていただきたいというのが私の考えでございます。

また、ではどうやって消防団員に報うのかということになりますので、これはいろいろな手だてがあります。現在は各分団10万円ずつということで、大変夜遅くまで活躍してくれていますので、その辺のお礼という、今後の慰労金という形で出したわけでございますけれども、今後についてはまた十分に考えていきたいと思っておりますし、おかげさまで今のところ、収束とまでいきませんけれども、次の発生がないということでございますので、先日団長ともいろいろ検討したのですけれども、団長のほうとすればこの辺で少し休みたいという話がありました。ですけれども、何か分団長のほうから、ここで休んだらまた次が発生する可能性があるから、少し規模を縮小するけれども、休まずにこのままパトロールを続けていきたいというのが現場の消防団員の意見だということでございますので、私としても大変ありがたい、消防団員が本当に責任感を持って、住民の皆さんの生命、財産を守るということでやってくれているなというのを大変ありがたく伺いました。今後とも、消防団員には町としてもできるだけの御礼をしていきたいなと思っておりますので、その節はまた議会の皆様とご相談しながらやっていくつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） 反対討論を行います。

町の職員の皆さん、ここに並んでいる課長以下の皆さんは、その給与を4月にさかのぼって、人事院の勧告を参考として平均0.23%を減額されることになりました。それがこの補正予算に入っているわけです。総額で4,000万円余の減額になると、こういうこととなります。それに対して、町長以下の特別職、副町長、教育長あるいは議員は減額をされません。従来どおりであります。ということで、町の職員の皆さんが、町長以下特別職あるいは我々議員に対して尊敬の念を持って、この人のためなら命を捨ててもいいと、一生懸命仕事に励もうと、そういう気持ちにならないと思いません。

私はかつて自衛隊に職を置きましたけれども、部下の苦しみは自分の苦しみと、指揮官の苦しみな

のだと、だから苦しいことは指揮官も部下も一緒に味わう、分かち合おうではないかと。戦争になれば率先陣頭、真っ先に指揮官が突撃していくと、そういう気持ちなくして部隊が一丸となって敵に対抗することはできないと、そのように教えられ、また教えてまいりました。玉村町の給与、こんなことで果たして職員の皆さんが、この町長のためなら一生懸命やろうと、議員さんもこんなに一生懸命やって、同じように苦しみを分かち合ってくれるのだから、議員さんの意見もよく聞きながらしっかり仕事をしようと、そういう気にはならないと思うのです。

そこで、町の職員の皆さんと一緒に町長以下の特別職並びに我々の月例給、報酬を減額すべきであると、このように考えて反対をいたします。少なくとも玉村町には特別職報酬等審議会というのがありますから、その委員の皆さんの意見をよく聞いて、私は、我々の月例給、報酬を定めるべきであると、このように考えております。

本件については、あしたの一般質問、多分3時以降になろうかと思いますが、その場で厳しく町長を追及していきたいと思っております。傍聴にぜひ来ていただきたい。

以上で反対討論を終わります。

議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君登壇〕

7番（備前島久仁子君） ただいま町田議員より反対の討論がありましたので、私は賛成の討論をさせていただきます。

今議会の一般会計補正予算は、放射線の測定器ですとか太陽光発電の補助金ですとか、今このときに必要なものの補助金の補正であります。先ほど町田議員が言われておりましたように、特別職の報酬はまた別の問題であります。先ほどから聞いておりますと、それもそうかなというふうに後ろの方も思われるのではないかと思いますけれども、町長、副町長、そして教育長、特別職の報酬とはまた別の問題のこの補正予算でございます。したがって、私は賛成いたします。

議長（浅見武志君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浅見武志君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9、議案第49号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10、議案第50号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 1、議案第 5 1 号 平成 2 3 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 2、議案第 5 2 号 平成 2 3 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 3、議案第 5 3 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）に対する質疑を

求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○日程第14 議案第54号 指定管理者の指定について（玉村町東部スポーツ広場公園）

議長（浅見武志君） 日程第14、議案第54号 指定管理者の指定について（玉村町東部スポーツ広場公園）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第54号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、平成18年度より指定管理者制度を導入し、玉村町東部スポーツ広場公園について、現在の指定期間である3年間、平成21年4月1日から平成24年3月31日までが満了するため、新たに事業者を広く公募し、施設の管理を最も適切に行える事業者を選定いたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条に基づき提案をさせていただきます。

公の施設の名称は、玉村町東部スポーツ広場公園、指定管理者となる団体の名称は、群馬県佐波郡玉村町大字上福島525番地、企業組合群馬中高年雇用福祉事業団で、指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

以上です。

議長（浅見武志君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午前10時40分に再開いたします。

午前10時30分休憩

午前10時40分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

○日程第15 一般質問

議長（浅見武志君） 日程第15、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

一 般 質 問 表

平成23年玉村町議会第4回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	<ul style="list-style-type: none"> 1. TPPについて 町に与える(利害)関係を町長はどのように考えるか 2. 放射能の汚染状況はどうか 3. 「道の駅」及び「直売所」はどのような構想になっているのか 	笠 原 則 孝
2	<ul style="list-style-type: none"> 1. 少子高齢化対策について 2. TPP協定加入に伴う影響について 	村 田 安 男
3	<ul style="list-style-type: none"> 1. 保育料基準額(月額)改定の取り組み状況を問う 2. 町営住宅の連帯保証人の責任期間を問う 3. 水辺の森公園の整備とその管理を問う 	石 内 國 雄
4	<ul style="list-style-type: none"> 1. 原発事故情勢下での安全・安心な暮らしのための施策を問う 	石 川 眞 男
5	<ul style="list-style-type: none"> 1. 水田のかんがい用配水量の適正化を 2. 大雨の経験から得た町の危機管理は万全か 3. 防火用水の年間通水の徹底を 	齊 藤 嘉 和
6	<ul style="list-style-type: none"> 1. 第5次総合計画の平成24年度予算の優先課題を問う 2. 住宅利子補給制度の創設を求む 3. 地域協働推進センターの運営について 4. 玉村町の放射線量測定の現状と今後の対策について 	三 友 美 恵 子
7	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難場所は、その機能を果たしているのか、確認と点検を急ぐべき 2. 一人でも多くの人が、AED講習会に参加し、救命できるよう指導を 	備前島 久仁子
8	<ul style="list-style-type: none"> 1. 取引金融機関の与信審査とペイオフ対策は 2. 各地区の集会所の整備は 3. 通学路の安全点検と整備は 	原 幹 雄

順序	質 問 事 項	質 問 者
9	1 . 福島第一原発事故による放射能汚染について 2 . 3 期目を目指すとして表明した理由は何か 3 . 男女共同参画推進から女性の参画加速プログラムの取り組みは 4 . 平成 2 4 年度予算編成等を聞く	筑 井 あけみ
10	1 . 町政運営 8 年をどう総括しているのか 2 . 子供の安全を守り保護者の不安を解消する放射能汚染対策を求め る 3 . 県都市計画法に基づく「大規模指定既存集落」の指定を受けて市 街化調整区域の開発を	宇津木 治 宣
11	1 . 町長の 3 期目の考え方について 2 . 町職員、特別職及び議員の月例給（報酬）とボーナス（期末・勤 勉手当）の引き下げについて 3 . 道の駅及び物産館について 4 . 防災・減災に関する町と企業との連携強化について	町 田 宗 宏

議長（浅見武志君） 初めに、1 番笠原則孝議員の発言を許します。

〔 1 番 笠原則孝君登壇 〕

1 番（笠原則孝君） では、最初に一般質問させていただきます。

1 2 月に入り、寒さも一段と冷え込んできた今日でございます。傍聴の皆様には大変ご苦労さまでございます。議席番号 1 番笠原則孝が議長の命により質問させていただきます。

まず第 1 に、今一番問題になっております環太平洋連携協定、すなわち T P P 交渉について、町に与える、将来の暮らしに大きな影響を与える利害をどのように町長は考えているのかをお聞きいたします。

そこで、国会じみた答弁になってしまいますが、ちょっとしゃべりますからね。T P P は、農業、輸出産業だけの問題ではありません。その実態は、食品の安全性、医療、雇用、安全保障など、私たち自身の生活に関係するいろいろな分野に影響する問題です。政府は現在、A P E C 首脳会議を、現在ではなく、もう既に首脳会議をオバマ大統領の育ったハワイで行いました。だが、まだまだ詳細は説明しておらず、このまま進行してしまえば、農業者、消費者、中小企業者が受ける不利益の部分が相当多くなるようです。

G D P の貿易額は、アメリカにおいては 7 3 %、日本 2 3 %、オーストラリア 3 7 %、ですから 3 国で 9 9 . 7 % なのです。しかも、日本以外は輸出依存度の高い小さい国ばかりです。第 1 に、日本の

輸出先となり得るアジア市場など T P P にはないのです。あり得るのは米国市場だけです。しかし、アメリカは、アメリカの輸出依存度を拒否しています。ですから、アメリカの輸出先は日本しかないということなのです。

韓国は既に F T A を選択し、いろいろ騒いでおりますが、中国は人民元問題を抱えている以上、中韓は恐らく T P P には入らないでしょう。中韓が入らない協定が、アジア太平洋地域の貿易が基本ルールになるわけがないのです。

アメリカの貿易赤字削減の手段は、関税ではなく為替なのです。現在、1ドルが77円と市場最高値になってしまいました。ですから、アメリカはドル安を誘導することによって日本企業の競争力を抹殺したり、アメリカでの現地生産比率を高めたりする能力を有しているのです。為替リスクの回避等の理由も、既に日本の製造業は海外生産、要するにグローバル化は進んでおります。アメリカの関税撤廃による利益は非常に少ないです。

アメリカの主要品目の関税はかなり低いですから、ちょっと言います。乗用車は2.5%です。テレビは5%、電気アンブが4.9%、ポリエステル6.5%、ベアリングは9%、トラックはちょっと高いです。これは25%かかります。そのうちの日本の自動車メーカーは、アメリカにおける新車台数の6割以上は現地で生産、本田技研に至っては8割以上、この傾向は今後じゃんじゃん進むと思われれます。それで、次は関税撤廃、ドル安、さらに不況で実質賃金が低下するでしょう。

アメリカの大規模農業は、日本の平均がちょっと調べたら1.9ヘクタールだそうです。アメリカは200倍、オーストラリアに至っては1,500倍、群馬県の面積を参考に言いますと、6,362キロ平米くらい持っている農家もオーストラリアにはいるのです。そのような規模の安価な農業商品に日本農業はどうやって対抗、やっていくのでしょうか。

アメリカは、ドル安戦略と T P P の組み合わせによって、自国の市場や雇用を日本企業に奪われることなく、日本の農業市場を獲得することができるのです。だから、日本の T P P への参加はアメリカの輸出をふやすだけなのです。日本は、輸出は毛も生えませんが、もしこのまま受け入れれば、B S E、この間もありましたね。脳がすかすかになってしまう病気の牛肉問題、それから有機農産物、残留農薬、遺伝子組み換え食品、食品の添加物、それに郵政、簡保、共済と食に関することや金融関係にねらいをつけられているのです。

平均的関税率は、非農産品は日本が1.2です。アメリカは1.9で、農産品は日本が12.5%、アメリカは4.5%です。撤廃されれば、日本の自給率は39%から恐らく、皆さん言っていますけれども、10%台になってしまいます。

そこで、県内の耕作放棄地は1万3,901ヘクタールで20年前の3.8倍、耕地に占める割合は22.1%で全国5位です。そして、農家の平均年齢は65.9歳、年間50万円以上販売する農家は3,914棟、20年前より半減、耕作放棄地にコスモスなどを今植えています。もう焼け石に水であります。一度放棄した土地は再生できず、新規就農者もいない現状です。

そして、条約等に違反した場合、これは佐藤ゆかり議員が何か総理に質問したのだけれども、ドジョウ総理は答えられなかったというI S D条項、これは英語で言いますと、インベスター、投資、ステート、国、ディスピュート、争う、そしてセツルメント、解決するという、この頭文字をとって、すなわち国際紛争裁判所、これはアメリカにあるのです。そのため、ほとんどの企業が相手国とやった場合、勝訴しています。その例が、N A F T A、北米自由貿易協定の加盟国のメキシコがアメリカ企業のメタル会社の排水が土壌を侵して水が飲めないと、こういふことで工場に操業を停止させたそうです。裁判で反対にメキシコ政府が賠償金を取られたと、こういふのが現状でございます。

今の政府の弱腰外交ではアメリカの言いなりになり、G D Pが8 . 4兆円ほど減少し、就業機会が350万人程度減少し、低賃金の移民労働者の受け入れなどにより、国内失業者の増加となり、国益どころか国内は空洞化し、働く場所はなく、国民不利益化になってしまいます。T P Pよりも、東日本大震災の安定した復興の即時実施、被災者が安心できるように、産業の空洞化の主たる要因を解決すべきです。第1に円高、第2に人件費が高い、第3、電力等のエネルギーの供給問題、第4、税制、第5に取引先企業の海外移転と問題はあります。

ちなみに、県内の農家戸数だが、平成22年2月の時点では5万7,252軒ありました。耕地面積は7万5,439ヘクタールであり、そのうちの玉村町の面積は25.8キロ平米です。農家戸数744棟、耕地面積、耕地ですから、今つくっているのとは違います、950ヘクタールです。

T P P参加国は、現在では経済的弱小国8カ国が参加を予定しています。日本は既に、加盟予定国9カ国のうち、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドを除く6カ国と2国間協定、E P Aを結んでおります。2015年までには税率撤廃というふうになっているのです。そして、規制撤廃により何もかも市場にゆだねるといふ市場原理主義、強欲資本主義による構造改革を迫り、その結果、リーマン・ショック、皆さんもご存じだと思います。2008年の9月、全然よくなっていません。そうしたら、また現在のユーロ危機、これはすべて先買いですから、皆さん。その格差の拡大による不安定化を見るところの明るい未来を描けるものではありません。

よって、そんなような状況の中なので、この点につき、町長の町に対する、町長としてのT P P交渉に参加するのか、参加しないのかをまず第1にお聞きします。

そして、第2の質問、放射線の汚染状況はどうなのかということです。東京電力福島第一原発事故に伴う除染で、国から支援を受ける前提となる汚染状況重点調査地域、確か何か来ましたよね、の指定について、県内から35市町村のうち少なくとも8市町村が要望するが、玉村町は要望を最初はしないということになっていました。それで町民に納得させるのですか。

通常、0.017から0.049マイクロシーベルトだが、隣の綿貫町、これが群馬県で一番最高で0.09もあるのです。水道水の取り入れ口の沼田市の岩本町は、県内でもホットスポットの、高い、中之条町に隣接の子持山、1,296メートルの東に位置する利根川より水を取り入れているのが現状です。そして、沼田市、渋川市では指定を要望しています。

玉村町の水道水は、県央第二水道を約18%使用しております。貯水槽のある真壁からは標高差約200メートルありまして、自然降下で60時間、何と2日と半日でこの玉村町に届くのです。真壁は赤城山の西の高地であります。赤城山では現在、規制値以上のワカサギが検出されております。

そこで、住民に優しい町だったら、除染実施計画を作成してみたらどうかと。何か、セシウム137は減衰期が30年かかり、大気輸送、気流によって全世界に拡散されたと。そのため、200キロ離れているから大丈夫ということなく、どこでもホットスポットと気流との関係ができてしまいます。

空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域があります。これは国の規定値です。ダブリますけれども、隣の綿貫町では平常値0.041から0.091マイクロシーベルトあることを皆さんは知っていますか。新聞をよく見れば一番高い数字を出しています。ということもよく考慮して、またこれも玉村町の今後の、これからどうしたらいいかを聞きたいと思います。

最後に、道の駅、直売所はどのような構想になっているのか。そして、広幹道、ルート354号バイパスは平成26年度、夏ごろ全線暫定開通となる予定ですが、それまでに道の駅はできるのですか。インター開通までには間に合うのですか。運営母体との話し合い等はどのくらい進んでいるのですか。詳細を具体的にお聞きしたいので、現在までの進行、推進協議内容を伺いたく思います。

長くなりましたが、以上で第1回目の質問は終わらせていただきたいと思います。

以上です。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 1番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

笠原議員は、JAの監事ということで大変勉強しておりました。お聞きしていただきまして感心いたしましたので、改めて敬服いたしました。

まず初めに、TPP参加が町に与える影響についてお答えいたします。TPP協定による国民への影響は不明確な点が多く、国の説明に基づき、現段階の情報をもとにお答えしたいと思います。笠原議員がご指摘のとおり、TPPによって影響を受けるものは、農業や関税だけでなく、産業、労働、金融、知的財産権、政策、紛争解決等々と多岐にわたり、24の作業部会において協議が行われております。その中で、日本にとって特に大きな影響があるものが農業でございます。諸外国からの農産物がたくさん入ることで、消費者の立場とすると、米や肉の価格が安くなり、生活にゆとりが生まれると思われれます。しかし、農家にとってはデメリットのほうが大きいと言われております。

農水省では、TPP締結により、外国から安い農産物が大量に輸入されるため、経営が成り立たなくなった日本の農家の多くが農業をやめようと考えています。農業の持つ環境への多面的機能においても3兆7,000億円の損失となり、日本がこうむる損失は農業部門だけの合計でも1兆6,000億円の損失であると試算をしております。これらのことを勘案すると、玉村町でも国産農産物の価格低下と販売不振による農家の所得が大幅に減少することで農業経営が成り立たなくなっ

しまうことが懸念されます。

仮にＴＰＰへ日本が参加した場合、実際に農家離れが加速されるか否かは国の政策次第だと思えますが、近年の世界的に見た農業保護政策は、まず関税により農産物の輸入を阻止することからでしたが、今後は生産農家へ直接補助金を支払い、農業を継続してもらうことへシフトしてきているというのが現状でございます。多額の補助金を出してまで農業を維持する目的は、世界の人口が70億を超え、近い将来には100億人を超えるようなことになるというのが現在の状況でございます。今のように食料が欲しいだけ輸入できる状況ではなくなってきます。そのため、日本国内に食料を生産できる田畑を少しでも多く残す必要があるわけでございます。これを、一度荒廃させてしまった田畑を耕作できるようにするのはとても難しい、ですから、農地の維持、確保ということは国の大きな政策であると考えております。このために国がどのような政策を打ち出すかというのは、我々も注目をしていきたいと思っております。

先ほど質問の中に、玉村町としてはどうするのかという質問がございました。玉村町としては、これまでどおり国の戸別補償対策事業を最大限活用できるよう、今の段階ではこれを推進していくということでございます。

次に、放射能の汚染状況についての質問にお答えいたします。放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定につきましては、文部科学省による航空機モニタリングの測定結果などの活用及び市町村が独自に調査した空間放射線量の結果、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を原則市町村単位で指定されます。玉村町では、航空機モニタリングの測定結果では0.23マイクロシーベルト未満の地域に色分けされております。また、職員によるハンディタイプの測定器の調査では、9月から公共施設、31カ所でございます、これを毎月、10月には地区公民館等の38カ所を測定しました。地上1メートルの基準値0.23マイクロシーベルトを超える地域は一件もございませんでした。現状の中では国が除染対象とする地域指定の要件に該当していませんので、玉村町としては除染地域の要望は現在の段階ではしておりません。今後どういうふうな形になるか、これはまた今後の成り行きによって検討していく予定でございます。

次に、道の駅及び直売所はどのような構想になっているかの質問についてお答えいたします。これまで、東毛広域幹線道路の開通及びスマートインターチェンジ設置に呼応し、道の駅及び農産物直売所等、併設施設の必要性やその効果、設置意義等について、施設の概要を含め、議会や全員協議会等の機会において説明をまいりました。さらに、運営方法につきましても、農家や消費者を第一に考えた運営を目指し、JA農産物直売所部会の方々及びJA理事をはじめとしたJA幹部職員の方々との具体的な話し合いを行ってきたところでございます。

また次に、建設時期についての質問ですが、農産物直売所を建築するに当たっては、群馬県の関係機関との協議が重要であります。1つは、農振地域の除外が大きな問題になります。この場所でなければならないのか、また建築規模は適正かどうか、さらに駐車場の台数は適当であるか等々でありま

す。これらの問題がうまくクリアできれば、スマートインター開通に合わせて建築できると考えております。いずれにしましても、JA関係者と協議を重ね、さらには議会の皆さんの意見を踏まえて建築に向けて努力をしていく所存でございます。

また、最近では、高崎市がインター周辺に大規模なバスターミナルと物産館を計画しているということを発表いたしました。玉村町としましても、高崎市と施設内容等の協議をしながら直売所建設に向けた事業を進めてまいる予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 町長には、TPPの問題で話してもらいまして、これは大きな問題で、町1つがどうのこうのという問題ではないのですが、TPP交渉参加について各都道府県議会のほうで意見書を出しているのですけれども、もうまるっきり反対だということは北海道、青森県、岩手県です。それで、簡単に、どっちかという関東近辺、関西近辺、ほとんど慎重というような態度をとっております。それで、全然意見書の可決なしというのが、皆さん知っているとおり、44都道府県は一応は参加についての意見を出しています。ところが、そのうちの3県、皆さん知っていると思うのですが、東京都、山梨県、大阪府、これはやっておりません。農地が少ないといえばそれまでなのですが、山梨県についてはどうかと考えるのですが、いずれにしろ、この辺ははっきり玉村町としても群馬県としても表示をしていただきたいと。

何しろ、いろいろこれは調べていくと非常に恐ろしい問題で、先ほど町長が言ったとおり、人口が70億になると食料品が恐らく戦略物資になってしまうのではないかと。今のところは非常に、物が安く買えて、試算によりますと、日本の米の5分の1ぐらい入ってきてしまうのです。何か1俵、もう既に、私の情報からいいますと、アメリカに行っている友人に聞いたのですが、そろそろジャポニカ米を植えているよと言うのです。ジャポニカ米というのは、皆さん知っているとおり、日本人が一番好むやつなのです。

それで、向こうのアメリカのメジャーというのがいるのです。これはシカゴに、穀物の。この辺もちょっと調べてみましたら、これが物すごいのです。このメジャーにいる人間がほとんどワシントン牛耳っているというか、動かしているというか、みんなここにいた人間は相当、農務省関係で大分頑張っている連中なのです。その辺でいろいろ調べていきますと、何か穀物メジャーなんていうのはカーギルとかADMとか、そんなようなのが相当全世界を暗躍していくというのです。

アメリカの穀物の生産量というのは、ちょっと調べてみると、3億4,656万トンと非常にすごい数字だと。うち輸出が8,300万トン、その輸出の最大相手先は日本なのです。日本は何と、8,300万トンのうちの2,090万トン買っているのです。こんなような状態ですから、いろいろ調べますと、アメリカからの輸入の依存度で一番多いのが何とトウモロコシ、皆さん知っていると

おり、これについては95%、みんな豆腐を食べているけれども、この大豆、70%、小麦については60%と、こんな状態で来て、これがいざここへ来てどんと値段を上げられたら、こんな、日本はどうにもならなくなってしまうというような状態でありますので、皆さんもこの辺のことはよく覚えておいて、ただ安いからいいという問題ではないということをもっと考えておいていただきたいと。

それで、町長に聞きますけれども、この交渉についての、もう交渉に行く日にちも何もしてしまったのだから、では今後どのように県、国に働きかけていくか、ちょっと聞きたいのですが。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 町としても、先日、経営者会議ということで、課長と我々三役といろいろな形で働きかけていくかというのはまだ具体的な結論になっておりませんし、まずこの与える影響について、日本国、そして我々玉村町の人間に対して、町民に対してどういうこれが影響していくかというのを検討しているわけですが、今のところは笠原議員の質問に答えるまでの結論に至っていないというのが現状でございます。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） やはりその辺ははっきりと申してもらわないと、町長も来月は選挙がありますので、農業者の関係の方々も、うちの町長は真っ向から反対しているというので大分そっちへ流れるのではないかと思うけれども、まだわからないのだと言っていると、ちょっとこれは危なくなってしまうなというような感じも受けまして、もうこの問題をやっても時間があれですから、次に今度は放射能の問題へちょっといきたいと思えます。

この放射能なのですが、本当に厄介なもので、目に見えればこんな楽なものはないのだけれども、携帯電話の電波と同じで目には全然見えない、現在においては体にも全然感じない、だが、30年ごろになると、身体に異常を来すよというような状況であって非常に困ってしまう。では、どうしたらいいかと。いろいろ新聞等を読みますと、先ほども言いましたけれども、何か除染の指定があったらしいですね。そのとき、手を挙げればできたのだと。そのときは、群馬県は21日、もう既に決め切って、桐生市、東吾妻町、みなかみ町、高山村、川場村、沼田市、渋川市、安中市、下仁田町、中之条町と、これが一応してもらって、三、四日のうちにはまた出てくるというような状態。

それとあと、機械を買ったというのですが、玉村町には現在何か3個ぐらいあると聞いたのだけれども、これは一般には貸し出ししているのでしょうか、どうでしょうか。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） まず、1点目の除染の関係でございますが、本日も開会前に皆

さんのほうに資料としてお配りをさせていただきました。

笠原議員さんからのご質問の中にも、除染についてということで、国の基準としては1時間当たりの放射線量が0.23マイクロシーベルトということでございます。今回の測定の結果を見ましても、最高が0.097ですか、それが最高の数値でございました。そういう中で、町といたしましても、0.23を超えるものはないということで、国からの除染地域に指定されるかどうかというものを確認しますと、この数値では国からの指定はないということでございますので、今回は町としては除染地域として手は挙げてございません。もしかして、これで今後測定をしていく中で高い場所等が出てくれば、国としては地域という表現をしています。地域というのがどういう範囲かと申しますと、市町村単位がまず1つだろうというお話をいただいています。そうしますと、町全域でそういう高い地域が出てこないと国の除染の費用を補助していただける地域としてはなっていないのかなというふうに考えています。町としては、今後も継続して各公共施設等の測定を定期的に行いまして、そこら辺の数字については確認をしていきたいというふうに考えています。

また、町では現在3台の放射能測定器を購入して保有をしております。これにつきましては、各公共機関等を測定するという目的で購入させていただいていますので、各個人の方から借りたいという申し出をいただいても、現在のところはお貸し出しをする予定はございません。

以上でございます。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 前橋市はこれで92台ですか、何か1,800万円の予算を立てて、割ってみたら1台約20万弱かというような金額なので。これは前橋市は一般に貸すらしいですよ、いろいろと。面積的に、赤城山を持っていて、赤城山がちょっと危ないから、富士見のほうだということもあると思うのですが、私のところも正直な話、貸し出しはどうなのですかと電話がかかってきたのです。聞いたところ、貸し出しはできないと。そのくらいで安心度が買えるのであれば、町も、何も1つの区に、25区に1つずつ買えとは言わないけれども、正直な話、前橋市が92であれば、少なくとも6個や7個はあってもいいのではないかと思うのですけれども、その点のあれはどうなのでしょう。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 町として3台というのが、何で3台購入したかといいますと、町長部局で1台という格好でございます。それと、保育所、児童館等で1台、また学校関係で1台ということで現在3台を購入させていただいています。また、本日補正予算で可決をいただきました各学校関係につきましては、学校に1台ずつということで今後購入をされるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町で購入したものについては、約1台10万円程度のものということで、この機械につきましては、県だとか周りの各市町村等で非常に使っている機械ということで、それと同じものということで、町ではその3台を購入しています。また、今後7台購入する予定も同じものを購入していくという考え方でしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） それでは、私が以前持ってきて、震災になって1カ月後に持ってきたものよりもずっと安いではないですか。それでは、今のはあれで。

できれば、学校のほかに学校区で1つ、いろんな、子供たちがサッカーをやったり、野球をやったりするので、できれば貸し出しを学校区に1つずつぐらいは要望としまして、10万円もしないのであれば1つ置いていただくような声をいただきたいと思いますが、その辺をちょっとひとつお願いします。

それと、来年1月に放射性物質の対処をめぐる特別措置法というのが全部に施行されるのです。やっぱり、これを見計らって、国の基準がこうだから、モニタリングがこうだからと、これもまたいいかげんなものだから、はっきり言って、国なんかもう信用してはだめです、自分たちでやらなければ。なぜかといえば、福島県はあの方なのです。福島県の米が大丈夫だと言ってみたら、伊達市はあの方が、それで、何だこれはになってしまうのです。だから、何といっても、転ばぬ先のつえではないけれども、やはりそのぐらいのことは、将来の子供たちのことなのだから、我々は構わないのです。30年すれば、ここのみんなはだれもいなくなってしまうのだから、生きている人が。やはり子供たちを考えて、将来の玉村町のことを考えれば、そのぐらいの投資はしていただきたいと、またそのような町でなければ人に優しい町、住みよい町とは言えないと思うので、この辺はこれでやめて、時間もないから、次の道の駅の問題にいきます。

道の駅の問題なのですが、既にもう何回も何回も通っているのですけれども、側道の端には植木が少し植わったりなんだからして、やはりまた農業関係に今町長は話はしているのだと聞いていますけれども、ではどんな団体がどのように入ってというのは、ちょっと高井課長のほうからお聞きしたいのですが。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 道の駅、物産館、農業用の直売所の建設につきまして協議している団体なのですが、一番に考えているのは、今現在、JAの直売所が役場の隣にありますけれども、そこに農産物を出していらっしゃる方々との交渉が大事ではないかということで、まず話し合いのほうを行いました。その後、JAの農協の幹部の職員の方、それから理事の方々、そういうような方々と交渉のほうを行っております。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 行っているということはわかったのですが、そうしますと、これはつくるということにおいて、何かちょっと反対だという意見も聞くのです。だから、その辺をやはり、いち早くつくるということに対して反対だという意見が出ていますから、どうしてなのと聞くと、必要ないではないかと、今のところでいいやと、そういういろんな意見が出ていますので、その辺は町としてはきちんと話ししてあるのですか。もうつくるのは間違いのないのだというのは、その辺をちょっと聞きたいのですが。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 今の段階で、当然つくるということで、できましたらスマートインター開通に合わせて建築をしたいという方向で今考えております。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 今、高井課長からそのようにお聞きしたのですが、では、それだったらそれで、道の駅はあそこまでつくるのだよということを町のいろんなあれでやっぱり知らしめたほうがいいのではないですか。やっぱり、まだ知らない、どこへできるのだなんて言っている人もいますので、できればその辺をはっきりさせておいて、それでなおかつ、今の話を聞きますと、あそこにスマートインターができると同時にやりたいのだというのであれば、もうその方向に向かっていきなり、例えば農協の出店する部会の人たちと、そういう人たちともやっぱり一歩突っ込んで話をしないと、どうもこれは、このままいけるのかなと、みんなもそう言っているのです、その辺をやはり町に広く知らしめてもらえるような活動、また啓蒙活動、いろいろしてもらいたいのですが、いかがなものでしょうか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） この問題は非常に長い歴史があります。既にこの検討を始めたのはもう4年前でございまして、当時、JA、商工会、そして町と3者でこの直売所関係の話し合いを始めました。それで、これを検討して、当時の部会長が羽鳥孟さんでございまして、私のほうに正式に答申が出ております。そして、この場所はスマートインター周辺が最も望ましいということで答申が出ておまして、私としてもこれを重要視しながら、スマートインター、最初にスタートしたときはスマートインターがすぐにできるという話ではなかったのですが、こっこの直売所がもう老朽化してしまって、これはもう建てかえなくてはいけないという状況から始まったのですが、途中からスマートインターが25年にできるというような話が入ってきて、話がだんだん、だんだん進んでい

きまして、スマートインターを玉村町とすれば、最も集客の多いところでございますので、これをどうやって町として利用するかという話になってきました。これは直売所だけではなくて、道の駅というものを併設し、なおかつこの玉村町のいろんな情報が発信できるような形の場所にしたいということで話が進んできました、その中で直売所も情報発信の一つのものでございます。道の駅をつくるときには必ず併設をするのが望ましいというので、その併設というのは何がいいかといいますと、美術館だとか、例えば直売所も一つの併設の施設だということでございまして、そういうものが非常に道の駅をつくるための有効な手段であるということでございます。

道の駅については、当時、国土交通省のほうで大変推進をしております、各市町村で道の駅を積極的につくってくださいと、この道の駅は災害時における資材の集積場として利用できるということで、交通の便のいい場所に道の駅をつくるということを国土交通省も推進をしておりました。玉村町とすれば、スマートインター周辺が非常に便利であるということと、道の駅をつくるための土地も県有地でございますけれども、土地がありますので、これを活用できるのではないかとということで道の駅という話ができました、それと同時に道の駅と併設をした直売所を兼ねた玉村町の情報発信基地ということで、これを活用しようということでございます。そんなような形で話が進んでおまして、いろんな事務手続上の問題、県との問題、いろんな話し合いが、まだまだクリアしなければならない問題がたくさんございますので、その辺を一つ一つクリアをしながら話を進めているというのが現状でございますので、議会の皆さんにも、この質問はもう何回も何回も質問されて説明してきたとおりでございますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 今町長のほうから、向こうへスマートインターができると同時につくるのだということを今聞きました。それであればそのように、やはりまだ知らない人もいますので、周知させる努力を町としてもしていただきたいと、こう思います。

それから、あそこができて、今度いろんな、情報発信基地だの何だのやらなくてはならないと思うのですが、その点についても、インターができたけれども、まだできなかったと、そんなおくれのないように、ひとつ協力のほうはいたしますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午前11時40分に再開いたします。

午前11時28分休憩

午前11時40分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 次に、11番村田安男議員の発言を許します。

〔11番 村田安男君登壇〕

11番（村田安男君） 議席番号11番村田安男でございます。傍聴の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

きょうからいよいよ12月のみそかに入りました。我が国にとって、ことしは大きな受難の1年であったように思います。3月の東日本の震災は、昨夜のニュースを見ていると、向こうこれから30年後にも影響は残ると、場合によってはそれ以上に残るかと思えますけれども、とにかく受難の年であったということだと思えます。我が玉村町においても、熱射病の問題あるいは台風12号の集中豪雨による災害、そして10月以降の不審火、大変問題の多い、これがみんなNHKで報道されてしまったと、玉村町も有名になったなというようなこともあろうかと思えますけれども、こういうことで有名になっては困る、ぜひ来年はいい年であってほしいなということで痛感しております。

それでは、本題に移らせていただきます。最初に、少子高齢化問題についてお伺いいたします。玉村町では、昭和59年、人口は2万人の大台を突破しました。その後、9年後にはさらに、平成5年でございますけれども、3万台の大台に入り、さらに平成17年には、この年が最高だったのですけれども、3万8,258人を記録したということでございます。しかしながら、その後、少しではございますけれども、言ってみれば微減、少なくなってきました。ことし9月1日、3万7,503人というような数字でございますので、最高時から比べると651人が少なくなっているということでございます。

一方、高齢化率、65歳のお年寄り、年金世代は何人いるかということでございますけれども、現状においては6,400人ですか、そういう数字が出ておりますけれども、とにかく高齢化というものは厳しい状況になってきております。これから自席において細かい質問はさせていただきますけれども、とにかく難しい問題になっているなということで感じております。

それから、少子化問題については、平成6年に小学校1年に入ったお子様は570人おりました。これからだんだん、だんだん少なくなってくるのですけれども、昨年1年間に生まれたお子様は272人、半分以下です。学校の建物とか、そういうものは近代的になり、新しくなり、そしてそれなりに改善が図られているわけでございますけれども、入ってくる子供の数は半分以下になってくるな、このままだとという状況でございます。

とにかく、地域の活性化というものは人口の維持というものが第一条件でございます。先ほど来の説明にもありましたけれども、リフォームの問題も人口問題を中心に改善を図るために対策を講じているのだというような答弁もございましたけれども、とにかくそういうことで、少子化対策というものをどのように考えているかお伺いいたします。

2点目については、TPP問題でございます。先ほど来、農協の監事さんでありますところの笠原

議員のほうから質問がございました。これは簡単明瞭で結構でございますので、私は私なりに角度を変えて少し触れさせていただきませうけれども、とにかく、アメリカの貿易の農産物の相手先は、一番大きいのが日本でございます。先ほど笠原議員の関係でも、2,000万トンからの穀物をアメリカから入れているという話でございますけれども、その内訳はほとんどがトウモロコシ、それから大豆でございます。小麦、米なんかは二、三十万トンだと思いますけれども、とにかくそういう状況の中で、このTPP問題をどう対処していくかということが大変難しい問題でございますけれども、私は私なりに調べました。それで、質問しても大変難しい話でございますので、事前にお配りしましたので、この数字を後で頭の中へ入れておけば大体の内容はおわかりになるかと思っております。

とにかく、私も一生懸命そういうものを見たのですけれども、100時間ぐらいやったけれども、まだわかりません。とにかく、このTPP問題は日本にとっていいものか悪いものか、農業に対する影響、それ以上に環境に対する影響というのは大きいものがあるかと思っております。そういうことを含めて対策を講じていただきたい。よろしく申し上げます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 11番村田安男議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、少子高齢化対策についての質問にお答えいたします。少子高齢化対策としては、若年層の人口拡大策が必要だが、どのような政策を考えているのかの質問でございますが、本年からスタートしました第5次総合計画におきまして、平成32年の目標人口3万8,000人と設定したところでありますが、この目標の達成と少子高齢化への対応といたしまして、若い子育て世代の転入促進を図ることが必要不可欠であると考えております。

当町では、東毛広域幹線道路の整備や関越自動車道のスマートインターチェンジの開設に伴い、県内でも有数の交通利便性にすぐれた地域となっております。物流、物販、製造など幅広い企業の立地にも有利となります。また、前橋南部地域の開発などにより、生活利便性の面でも大変魅力が増していると考えております。数ある市町村の中から本町を選んで住んでいただくためには、一層の転入促進政策を推進してまいりたいと考えております。

まず、若い子育て世代の方々の転入を促すためには、今まで以上に子育てしやすく、健康で安心して暮らせる町を目指して、住民誘致につながる施策の充実を図るとともに、子育てしやすい環境などの玉村町の魅力を住宅を求める子育て世代の方々に十分に伝達できるよう、この辺の情報発信がちょっと弱いと言われておりますけれども、情報発信をして宣伝していきたい、そして定住促進政策を推進してまいりたいと考えております。この辺については、子ども育成課のほうでも、来年度より新しい施策という形で、子育て世代に大変有利なような状況が出てくると思っておりますので、今後十分に検討していきたいと思っております。

次に、高齢者向けの医療福祉体制確立についてにお答えいたします。今後、当町におきましても高齢者の増加が予想されます。その中で、高齢者の方々にいつまでも健康で長生きをしてもらうために、町では66歳から74歳までの方を対象に国民健康保険加入者に特定健診をしております。さらに、75歳以上の後期高齢者を対象にしたなやか健診を伊勢崎、佐波の医療機関に委託して実施をしております。これらの健診では、高血圧や心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の早期発見、治療に努め、健診結果に応じてお医者さんより保健指導が受けられるような体制になっております。また、胃がんや大腸がん、婦人のがん検診等についても、集団検診だけでなく、希望する医療機関で個別に受けられるようになっております。今後も多くの方にこの健診を受けてもらうために、各機関や各課と連携し、この健診のPRを図ってまいりたいと考えております。この健診が非常に予定から比べますと少ないのでございまして、なるべく大勢の住民の皆さんにこの健診を受けていただくというのが今後の課題だと思っております。

また、高齢者の福祉サービスにつきましても、住みなれた地域で生きがいを持ち、いつまでも生き生きと生活していただくためにさまざまな施策を行ってまいります。例えば各地域で行っている筋力向上トレーニング事業では、元気なうちから筋トレに参加することで筋力の低下を抑えるとともに、隣近所の顔見知りの人たちと楽しいひとときを過ごし、会話を通じて認知症の予防や閉じこもり防止につながっているのではないかと考えております。この筋トレを今後も各地域でますます盛んにしていくように町としては考えております。今後も、高齢者の増加に伴うさまざまな課題に対して、関係する機関などと連携して、いろいろな問題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、買い物難民の解消についてにお答えいたします。本町を支えてきた個人商店は、これは非常に減少傾向にあるのが実情でございます。高齢者にとりましても、歩いていける地域に密着した個人商店は生活に不可欠な存在であります。個人商店が年々減少しております。

第5次総合計画におきましても、今後は意欲ある個人商店などには支援を行い、高齢者や障害者が買い物しやすい地域環境を構築していきたいと考えております。またあわせて、代行買い物サービスなどをはじめとした高齢者の顧客獲得について、意欲的に実施する商店については町からの支援策も検討していきたいと考えております。

さらに、高齢者や障害者に対する公共交通の充実が挙げられます。1点目は、高齢者や障害者で車などの移動手段がない方は町中心部のスーパーなどに行くことが難しい状況になっております。そこで、介護保険で要介護、要支援と認定された方や身体障害者手帳をお持ちの方は、社会福祉協議会でやっている在宅福祉移送サービスをご利用していただければと思っております。町内のスーパーや商店や金融機関、診療所などには、このサービスを使って大いに利用していただきたいなと考えております。

2点目は、玉村町では路線バスが今3路線で、たまりんが町内便を5路線走っております。高崎市、伊勢崎市の直行便がそれぞれ1路線の計7路線で運行しております。食料品や日用品などを買求め

ることは可能となっております。ただ、平成15年4月のダイヤ改正から運行経路も変更しておりませんので、新しくできたスーパーマーケットなどにバス停はありませんので、今見直しをしております。この辺について、バス停の増加と新しい商店とのつながりをいろいろ検討しております。いずれにいたしましても、皆様から利用していただけるたまりんになるよう検討中ですので、今後ダイヤ改正等を含めて積極的に活用していく予定でございます。

続きまして、TPP協定加入に伴う町に与える影響についてお答えいたします。まず、この協定は国際社会の中での約束ですので、交渉の舞台に上がってから今後の対応を考えるという現政権での考え方は、これはちょっと遅過ぎるのではないかと考えております。仮にTPPに参加するとしても、これだけは保護していくというものを国会でしっかり議論をして国民に提示していただき、国益、この国益というのが今後の非常に重要な問題になってくると思いますけれども、この国益の最大化を図ってもらいたいと考えております。

また、隣の韓国では、国会で審議が難航していた米韓自由貿易協定、これはFTAでございます、の批准同意案を強行採決し、野党議員の猛反発を招き、農家を中心とした大きな国家問題になっております。このFTAは2国間の自由貿易協定であります。内容はTPPのミニ版と評されておりますので、特に農業問題について韓国でも非常に影響が大きいと言われております。これからの影響と成り行きについて、日本としても、我々としても十分に韓国の動向を注視していかなければならないと考えております。

先ほどの笠原議員にお答えしたと重複しますが、農水省では、TPPの締結により外国から安い農産物が大量に輸入されるため、経営が成り立たなくなった日本の農家の多くが……

〔「済みません、先ほどお伺いしましたので、その辺は結構でございます。済みません」の声あり〕

町長（貫井孝道君）では、これは笠原議員に話したとおりでございますので。では、そこだけ抜きます。

これらのことにより、玉村町内でも、国産農産物の価格低下と販売不振により農家の所得が大幅に減少することで農業経営が成り立たなくなってしまうのではないかと本当にみんな心配しているわけでございます。

ご質問の中にありました農業が持つ多面的機能ですが、実際に水田がなくなった場合の環境への影響ははかり知ることが難しく、農水省の試算の範囲内で本当にこれがおさまるのかというのを懸念しているところでございます。農業の多面的機能とは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたるいろんな機能のことをいっております。

仮にTPPへ日本が参加した場合に、実際に農家離れが加速されるのか否かは国の政策次第だと考えております。近年の世界的に見た農業保護政策は、関税により農産物の輸入を阻止することから生

産農家へ直接補助金を支払い、農業を継続してもらうことへとシフトしております。多額の補助金を出してまで農業を維持する目的は、世界の人口が70億、これも先ほど申したとおりでございます、100億人になるという状況でございます。本当に、今のような食料が欲しいだけ輸入できるかという状況が今後続くとは限りません。そのためにも、日本国内に食料を生産できる田畑を少しでも多く残さなければならないというのが今の日本の現状ではないかと思っております。こういうことから、農地の維持、確保のために今後国がどのような方策を出すかというのを我々も十分注視して考えていきたいなと思っております。

以上です。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

平成12年、今から11年前、第4次総合計画というものを制定し、当時、平成22年、ですから昨年、昨年の人口見通しの中では4万2,000人というような数字を提示し、そして開示したわけでございますけれども、残念ながら計画した当時の3万7千何がしの数字に、若干は余った程度で終わってしまったわけでございます。5,000人からの人口増加というのをこの10年間で見越したわけでございますけれども、その原因について、何がこういう結果を招いたのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） ただいま第4次総合計画のお話が出てまいりました。改めて見ますと、その当時の将来人口4万2,000人ということで、平成22年度、4万2,000人を想定しておりました。実績といたしましては3万7,600人ということで、そのぐらいの乖離が出てしまったわけでございます。

振り返ってみますと、玉村町の人口急増の一つのきっかけになったのが、平成3年の3月に行われました線引きです。今まで割かし農地の転用が自由にできた中で、都市計画法に基づいて市街化調整区域と市街化区域に分けるということをいたしました。時あたかも、非常に土地バブルの時代があったわけです。そういったこともございまして、平成元年と平成2年においては住宅用の用地として農地転用が約110ヘクタールございました。これは、宅地供給という面での住宅用地が潤沢に用意されていたということかと思えます。

一方、玉村町は、近隣の都市から同じぐらいの距離にあって、通勤通学も非常に便利で利便性が高い地域でありました。さらに、児童館をはじめといたします子育てへの応援ですが、そういったものも非常に充実しておったわけです。そういったいろいろな面の原因、要素がありまして、人口増となったわけでございます。

一方、先ほど村田議員もおっしゃいましたように、第4次の総合計画のときにおきましては、かつての人口急増が途中から、平成17年で転じて減少傾向になっておりました。人口がふえるという場合には、自然増、出生数が多くなってふえる場合もございますが、社会増、転出と転入を引いた、転入のほうが多い場合には人口がふえるわけですが、玉村町の人口増の原因の主なものは社会増、転出より転入が多かった状況でございました。数字を見ますと、今現在と人口急増のときも、転出についてはさほど変化はございません。一方、玉村町の人口増を支えておりました転入が大幅に落ち込んでいます。統計的にはそういうことが原因になりまして人口減少を招いておるわけなのですが、1つ、住宅供給が、当時110ヘクタールほど転用がなった住宅地が、ほぼもうそれが宅地化されて、人口増、定住人口の受け皿が非常に今少なくなっているという状況かと思えます。市街化区域の中にも数十ヘクタールのまだ農地として利用されている部分があるかと思えますが、なかなかそういった農地を転用する機会が、例えば代がわりが出たときとか、そういったきっかけがないと宅地供給につながらないと、そういうようなことがございまして、人口をふやすための受け皿が、定住するための受け皿が当時に比べますと非常に縮小されていると、それが一つの原因になっているかと考えております。

以上でございます。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 大体、増加しなかった原因については私と一致するところが大変ございます。本当に、やっぱり少し見誤った面があったなというような状況だと思いますけれども、答弁の中にもあったように、やはり若い人たちが来ていただくにはそれだけの魅力があるまちづくりというのが今後必要かと思えます。特に354バイパスの開通に合わせた政策というものは当然打っていかなくてはならないと思えます。平成3年の市街化区域の面積においても、まだ結構ございます。

私は極端なことを言うので、本当に申しわけございませんけれども、例えば小学校を1校つくれば2,000人からの、戸数にして1,000戸、確実にふえます。一番簡単な方法です。これはなかなか難しい問題ですけれども、とにかくそういうことで考えていかなくてはならないのですけれども、これから毎年約500人ぐらいの人間が、最低でも500人ぐらいの人間が65歳を超えていきます。群馬県で一番今高齢化率が低い、6,400人の高齢化率、本当に低いということで、16.何がしかということですが、将来的には、先ほど説明あったように、平成32年ですから、24%にいくという話でございますけれども、それにいかないようにするには、やっぱりいくにしても、だんだん、だんだんいくようにしなければ、もうとにかく、先ほど私、壇上で話ししましたけれども、272人しか子供が生まれてこなかったということは、小学校の5つの学校で、30人学級で割った場合においては1クラスに足りないような学校も出てきかねない、これは学校の教育費の問題にも影響が出てくるわけでございますから、ぜひそういうことで考えていただきたいわけでございますけれ

ども。

高齢者対策の中でもいろいろとございます。例えばたまりんの利用を、さっき説明がありましたけれども、去年とことしを比較して、例えば4月から9月までを比較した場合の数字なんかはわかりますか、わかりませんか。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） たまりんの昨年と今年度の比較ということでございますが、実際、4月から9月までの実数といたしまして、平成22年が1万2,463人のご利用をいただきました。今年度が1万933人ということで、1,500人ほど少なくなってしまうという状況でございます。今後、先ほど町長の答弁にもありましたように、ダイヤ改正等を行いまして、また利用率が上がるように検討していきたいというふうに考えています。よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 私もまさか、少なくとも横ばいだろうなと思ったのですが、少なくなっているのですか。本当にこれは容易ではない話で、本当に何か対策を講じなくては、町長も考えていただけるということですから、何か考えて、本当に購買難民がふえている、あるいは医療機関へ行く場合においてもなかなか手段がないということであるという心配なさっている方もいますけれども、何とかそういうことをいち早く改善方法を見出していきたいと思えます。

教育長にお伺いしますけれども、272人の小学校、このままいくと、6年、7年後には272人の子供が小学校に入ってくるわけですが、今5つの小学校があるわけです。こうなると、多いところは結構あるけれども、少ないところは容易ではないなということですが、太田市なんかは既に30人学級を考えていないのです。それよりか下の20人学級というものを考えているのです、太田市は。これはすごいなと私は思ったのですが、何かそういう方策というものを考えればクラスの維持というのはできようかと思えますけれども、その辺、また自分の考えがもしございましたら、私的な考えで結構ですから、お答えいただきたいと思えます。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） 今、群馬県の少人数プロジェクトで、小学校1、2年生が30人学級、3、4年生が35人学級、それから5、6年生が40人学級と、そして中学校1年生が35人、2年、3年が40人ということで今群馬県はやっているわけでございます。

ただ、今、だんだん少子化という流れの中で、今現在、来年度の4月の入学予定でいうと、1学級になる学校はございません。全部30人学級で2学級ということで今予定しておりますが、だんだん少なくなっていく場合に、やはり人数が少な過ぎても、子供同士の触れ合いというものも大変難し

い、少な過ぎても難しい。やはり、30人以下学級の中でこれからもやっていくことが大事ではないのかなというふうに考えているところであります。

ですから、できれば40人学級を35人なり30人学級にして、大きくなってそういう流れの中で進められると。極端に言いますと、30人学級で、次の2年、3年になると35人学級になってしまう、さらに35人学級は1学級、そのためにふえたのに、また5年になると1学級減ってしまうという、そんな状況もありますので、できればトータルで30人なら30人、35人なら35人でいければいいかなというふうに考えているところであります。これは、県教委ともまたいろいろ協議していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番(村田安男君) 人口増対策というのは、先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、私は、ほかの、高崎市あたりが打ち出している、例えば新たに玉村町にお越しいただいた住民に対して、新居を構えていただいた方に減免措置、例えば固定資産税の減免措置をとるとか、一定期間、3年なら3年、5年なら5年とるとか、そういう方策というものも今後必要かなと私は考えております。

極端な例で、私が記憶している中では、例えば六合村ですか、あそこはいっぱいあいているので、土地を貸すから、貸すのか、来るのかわかりませんが、とにかく提供するからぜひ来てほしいとか、上野村のほうもそういう話が出ております。それは人が行かないからそういう話になるのだと思いますけれども、ぜひ、どういうふうにやったら人口増対策を組めるかということのひとつを考えていただきたい。

前も私話したことがありますけれども、高崎市の中でも人口のふえているところ、少なくなっているところ、団地でございます。例えば中居の団地というのは、いつになっても人口は減らない。行くと、私は少年野球で何回も行っていきますけれども、あそこはいつになってもチームが強いのです。子供の数が物すごくいる。何でこんなになったのかといたら、ここは公営住宅がある、県営住宅と市営住宅があるから、ここへ来た子供たちが、ここへ入った子供たちが、うちをつくる場合には、学区を離れてつくらないで中へつくるから、いつになっても減らないのだという話で、ああ、そうかいという話したのですけれども。

逆に、南陽団地、これはかつての吉井町です。吉井町だと思えますけれども、あそこの学校は本当に寂しい学校になってしまいました。がらがらです。あそこはみんな一戸住宅なのです。一戸住宅で入ってきた、その人たちがもう年をとって子供がいないのです。だから、やっぱり町営住宅、公営住宅の整備というものは私は必要だと思いますけれども、その辺の考え方について、もし考えていただけることでしたらということで、考え方を町長のほうからお伺いしますけれども、よろしく願います。町長のほうでいいです。これは大きい話なので。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 公営住宅に入りたいという、うんといっているのです。なぜかといいますと、安いということなのです。民間のアパートは非常に今あいています。そういう時期でございますので、改めて公営住宅の建築というのはかなり難しい面があるのではないかなと思っております。玉村町は地理的に非常にいい場所でございますので、私は群馬県でもこんなにいい場所はないのではないかなと思っておりますので、今後はそういうものをほかの面でもっと売り出していいのかなと考えています。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 公営住宅、個人的な住宅、私住宅、これは本当に余っております、場所によっては、ただ、余っていないところもあるし、いっぱい入っている。

昨年1年間の272人の、どこの区で何人ぐらい生まれたかという数字、データは住民課あたりはご存じですか。

議長（浅見武志君） 住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長（井野成美君） そのデータは今持ち合わせていないのですけれども、申しわけないのですけれども。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） ぜひ、どこがどういうふうに入っているか、その要因は何かというものも精査する必要があると思います。

私の自慢話で恐縮ですけれども、板井は38人生まれました。38人、何でこんなに生まれたのだと。板井は新しいアパートがまだまだ多いです。この入ってきた人たちが周りへうちをつくったりなんかする、1カ月に1軒ぐらいのペースで今新しいうちができていますけれども。これは、そういうことを考えると、やっぱり公営事業なりアパート事業というものに支援をしていく、例えば個人的なアパートについてもある程度面倒を見られるような状況というものを、玉村町は見ていきますよという政策というものは私は必要かと思っておりますので、ぜひ今後そういうものを検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、TPPの問題に移らせていただきますけれども、よろしいですか。大変難しい話で、笠原議員も先ほど質問しましたので、余り細かくはやりませんけれども。とにかく、TPPの問題は日本の農業にとってどうだこうだというのが大変大きいわけでございますけれども、アメリカのシカゴ定期という相場が、毎週月曜日の経済新聞にシカゴ定期が載っております。それを見ると、アメリカの小麦が何ぼだとか大豆は幾らしているとか、そういう価格が全部わかるのですけれども、そうい

うのをごらんになったことはありますか、経済産業課長さんは。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 見たことはありますけれども、余り中身について検討はしてございません。

議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 先ほどお配りしましたTPP協定加入に伴う影響という資料の中に載っておりますけれども、これの中に載っています。2ページに、11月28日、日本経済新聞のシカゴ定期相場というのが出ております。1ブッシェル6ドル27セント、ああ、上がっているなど私は久しぶりに見てたまげたのですけれども、去年は5ドル何ぼだったのです。これが上がっている要因というのは中国なのです。ソ連の大きさというものもありますけれども、中国の穀物の需要拡大ということです。

それはさておいて、これを計算していくと、1ブッシェルというのは27キロですから、これをキロ当たり計算していったら、1キロ489円、それで27倍すると、アメリカのシカゴの小麦1俵当たりは1,086円という数値が出てきたのです。これに、アメリカのミシシッピを下って、メキシコ湾からパナマ運河を經由して日本に穀物は輸入されるのですけれども、このルートを計算していった場合においても、せいぜい、アメリカの船運賃、国内の運賃を合わせても、私が計算した範囲ではトン当たり1万1,000円というような数値が出てきたのですけれども、その程度を掛け合わせると2,000円ぐらいです。日本の玉村町へ小麦を持ってきても2,000円ぐらいなのです、今の現況というのは。これは、今小麦は全部政府が買い入れていますから、政府で一定の金額を足してやりますから、2,000円では買えませんけれども、いずれにしても、こういうものががんがん、がんがん入ってくれば、日本の農業というのは大変大きく影響します。

特に一番大きいのは米ではありません。米は日本全国の問題ですから、政府はそんなに簡単には切りません。一番、今の日本農業の中で影響を受けるのは小麦だと思います。北海道がいち早く反対運動を展開したというのは、日本で一番小麦の生産量の多いのは北海道です。北海道は、冬小麦ではないですから、春小麦ですから。群馬県は全国で第2位ということをおっしゃるけれども、1けた違います、1位と2位の差が。とにかくそういうことで、群馬県の農業というのは大きな影響を受けておられると思いますので、ぜひそういうものを理解していただきまして、細かく数字を全部はじいていただきます。何ぼどうなるのか、そういう話もございまして、ぜひこの辺を精査していただきまして、やっぱりこれは影響があるなということをおっしゃる町長は理解いただきまして、考え方を、これは国会ではございませんから、ぜひお願いしますなんて言うわけにはいきませんが、精査していただきまして、県あるいは国に対しての、そういう機会がございましたらお願いしたいと思います。

お昼になりましたので、この辺でやめさせていただきます。よろしくお願ひします。
以上でございます。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後は1時30分に再開いたします。

午後0時18分休憩

午後1時30分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 次に、2番石内國雄議員の発言を許します。

〔2番 石内國雄君登壇〕

2番（石内國雄君） 傍聴の皆様、大変ご苦労さまでございます。先ほどと違って人数が大分あれですけれども、しっかり頑張っていきたいと思ひます。議席番号2番石内國雄でございます。通告に従ひまして、質問させていただきます。

まず初めに、何回か繰り返してご質問しておりますけれども、保育料の基準額、月額改定の取り組み状況について問ひます。もう年も暮れるようになりまして、具体的な話がそろそろ聞けるのではないかという形で質問させていただいております。満16歳未満の扶養控除が廃止されていることから、現在の保育料基準額のままで平成24年度からの保育料の負担額が増加してしまうこととなります。予算の編成に影響するとも考えられ、保育料基準額の改定作業の状況はどうなっているか。保育所の入所申し込みの申請者等から負担額の問い合わせがあったとき、現在どのような対応をしているのか。今12月の補正予算で保育料システムの予算も計上されておりますので、具体的に簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

次に、町営住宅入居者の連帯保証人の責任期間についてお伺ひいたします。町営住宅の入居申込書において連帯保証人を求めているところでありますが、民間の住宅の賃貸契約の場合の保証人については、多くが契約期間が2年で更新し、その都度保証人を立てている状況でございます。また、就職などの身元保証人の期間では、身元保証法によれば、5年を超えることができず、特約がなければ普通3年となり、期間の定めがなければ、3年をたつてしまえば保証人としての責任がなくなるようでございます。町営住宅入居者に対する連帯保証人の場合、その保証期間はどのようになっているのでしょうか。また、連帯保証人の変更等の時期はどう取り扱っているのかお教えてください。

続きまして、水辺の森公園の整備とその管理を問ひます。水辺の森公園の整備状況が悪く、利用者がふえていない状況であると、22年度の先ほどの決算審査のときにも、水辺の森公園は雑草等が生い茂ったり、うっそうとしている場所が多く見られるということで、多くの人利用したくなるような環境整備が求められています、そういうような指摘が多々ありました。水辺の森公園の環境整備に

当たって、指定管理による水辺の森公園の整備、維持、管理についてどう考えているのかお伺いします。また、その指定管理による場合、その時期はいつごろを考えておるかをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 2番石内國雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、保育料基準額改定の取り組み状況についてお答えいたします。保育料基準額の算定についてですが、ご指摘のとおり、所得税がふえますと、現在の玉村町保育所保育料徴収規則のままでは平成24年度からの保育料にも影響が出てきます。国からこの件について通知があり、控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等に係る取り扱いについての通知の中で、廃止による徴収金、これは保育料でございます、保育料に与える影響を可能な限り生じさせないようにと記されています。町としては、今後の対応については、廃止による徴収金、保育料です、に与える影響を可能な限り生じさせないように、システム改修をするための補正予算を計上させていただいておりますということでご理解をいただきたいと思っております。

また、保育所の申し込み申請者等からの負担額の問い合わせについては今のところありませんが、問い合わせがあった場合には十分説明をしていきたいと考えています。

次に、町営住宅の連帯保証人の責任期間についてのお答えをいたします。公共機関において設置されている公営住宅は、一部の特段の定めのある住宅を除いて、民間賃貸住宅で一般的にある契約書による更新制度は規定されておられません。このため、入居名義人が住宅へ入居する期間中の債務は連帯保証人が連帯保証債務を負うものとなり、期間の定めはありません。連帯保証人が死亡、破産等により保証能力を有しなくなったときは、入居者は町の承認を得た新たな連帯保証人に変更することとなります。入居者及び連帯保証人の事由により連帯保証人を変更するときは、双方が同意し、町の承認を得た新たな連帯保証人がいることが条件となっています。また、これらのほか、入居者は入居時に提出した町営住宅入居請書の入居者及び連帯保証人に関する記載事項に変更が生じた場合は速やかに届け出るようになっております。

次に、水辺の森公園の整備とその管理についてお答えいたします。9月の決算審査で多くの質問をいただき、お答えした件もありますが、改めて水辺の森公園を含む岩倉自然公園についてお答えいたします。岩倉自然公園は、烏川左岸に位置し、岩倉橋西側と東側エリアに分かれており、東側エリアは野球場、バーベキュー場、キャンプ場、グラウンドゴルフ場があります。西側エリアを水辺の森公園エリアとしており、公園内ににぎわい広場、ショウビン沼及び沼の南側の烏川の管理道北側までの間に森林エリアがあります。水辺の森公園エリアの土地は大半が民地であり、借り上げにより公園として整備され、町が管理をしている部分とショウビン沼南西側は民地のままの畑の部分があり、公園エリアに囲われた民地の畑が混在している状態でございます。

本年度の水辺の森公園エリアの管理としては、にぎわい広場のトイレ清掃、広場の芝刈り、ショウビン沼周りの除草、森林エリア内の樹木剪定、防除、薬剤除草と倒木、枯木の撤去となります。今後の管理方針としては、特にショウビン沼周辺環境に重点を置き、今までは除草時に刈った草をそのままにしておりましたが、今後は集草することや、これは刈った草を集めるということです、沼の中にヨシが繁茂しているため、流れてきたごみの集積原因となっておりますので、沼のしゅんせつを検討しております。このしゅんせつをことしの秋から暮れにかけてということで予定したのですが、例の連続火災の関係で水を流すということになりましたので、今年度はこれを延期します。来年度に持ち越しました。また、森林エリアでは、エリア内にあるほとんどの松が松くい虫の被害に遭い、立ち枯れなどとなっているため、撤去を進める方針であります。

指定管理による管理については、岩倉自然公園全体を指定管理とした場合、現在、東側エリアについては玉村ゴルフ場を含め群馬県が国土交通省より占用を受け設置している施設となっております、その施設の一部を群馬県より町が指定管理者となり管理をしている位置づけとなっております。要するに、町が指定管理者になっているということです。町からさらに民間への指定管理を行うことは制度上でできないこととなっております。今後、県を含め関係機関と協議し、よりよい施設管理方法を検討していく予定でございます。

以上です。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 自席より2回目の質問をさせていただきます。

まず、保育料の基準額の関係ですけれども、システムの予算化をしたということで、システムについては予算化してこれから検討するという形になるかと思いますが、その内容についてちょっと確認を何件かお聞きしたいのですけれども、イメージ的にどのような形になりますか。例えば扶養控除とかの人数をどういう形に反映させるかとか、それから国のほうの3次補正があった後、今復興の関係の所得税の特別税なんかもこれからのってくるような形です。そういうようなものについての取り扱いとか、その見やすい基準額表ができるのかどうか、その辺についてちょっと教えてください。

議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 筑井俊光君発言〕

子ども育成課長（筑井俊光君） 先ほどのご質問ですが、回答させていただきます。

町長のほうから答弁がありましたとおり、廃止による徴収金額、保育料です、これに与える影響を可能な限り生じさせないようなシステムに改修してくださいということです、システム改修を今回の12月補正で計上させていただきました。内容については、先ほど議員さんが述べたとおり、今の保育料というのは前年度の所得税を加味してやっています。それには扶養控除を全部含めた形でやっております。システム改修しますと、要するに前年度と同じような所得税になりますので、その人

がすごく所得が今年度は多かったということがない限りは同じような保育料になるかと思います。

それから、国の今復興の関係の話なのですが、平成25年からの話だと思うのですが、これについては国のほうからまた数字等が来ましたら検討したいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 保育料を変える場合には、条例等の変更は必要になりますか。

議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 筑井俊光君発言〕

子ども育成課長（筑井俊光君） こちらについては、基準表については、規則の改正ですので、町長決裁でできますので、よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 条例の変更ではなくて規則の改定ということで、基準表を作成して町長決裁で、これは議会のほうには承認は必要ないということですか。

議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 筑井俊光君発言〕

子ども育成課長（筑井俊光君） 承認のほうは要らないということです。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 規則のほうで、どういうふうな規則を載せればいいのか、ちょっとイメージがわからないのですけれども、基準表を見ますと、いわゆる所得税割のある方とか、それから所得税のある方とか、いろいろ分かれておりますよね。あと、子供が保育園に今度何人になるかとか、1人、2人いるとかというような形の項目もあります。それが一覧となっていて、例えば、今度私、この保育園に入れたいのだけれどもというふうに思ったときに、自分のうちのことし税金どのくらいだったかねということと家族はどうかねということと、子供たちが今どんな状況かという、今保育園に入っているとか入っていないとか、そういうものを項目を見て金額がわかるのだと思うのです。去年、今現在の基準表は見ればある程度わかるかと思うのですが、所得税の扶養控除がなくなった関係でその分を加味するというのは、今度保育園に入れたいというふうに思っている親御さんからしますと幾らになるかわからないです、その分がふえてしまっていますから。それを規則のところではちょこちょこっと、ちょこちょこという言い方はおかしいですが、規則で書いてあって、負担額が明確にならないということは非常に問題があるのかなということを思いますし、ある程度基準額表というのはしっかりつくった上で町民の方に示すべきではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 筑井俊光君発言〕

子ども育成課長（筑井俊光君） このことについては、保育料徴収規則というのがありまして、その基準表がホームページにもすべて掲載してあります。その中の備考欄に、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による徴収金（保育料）に与える影響を可能な限り生じさせないように、1により計算された税額を調整するものとするという一文をこの中に入れる予定です。それを見ていただいて、大概の人は、上がった場合にはちょっと苦情が来るのですが、そのままとか普通で下がっていますとほとんど苦情はないのですが、先ほどの説明がどうのこうのというのがありましたけれども、余り今のところ質問というのは来ていないのです。来た場合には、それは当然うちのほうもご説明しますが、この基準表を見ていただきますと、自分の所得税額、それと夫婦ですから、奥さんがいれば奥さんの所得税額を足していただいて、基準表を見ていただくと大体の金額がわかるようになっていまして、ほかの市町村も皆同じような形で見ております。

以上です。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 基準表を見れば、自分のところの保育料は幾らになるかというのが大体今わかってはいます。ですけれども、今の可能な限り負担をふやさないという文言を入れただけではわからないですよということ。ですから、その辺のところは丁寧にやらなければいけないのではないかなということが1つです。

それから、負担額の問い合わせがないというのは、変更になることというのがわかっていないから問い合わせがないのであって、もうこのままで何もやらなければこんなに上がってしまいますよというのが周知されていけば、大変だ、うちはどうなのだという形になると思うのですが、今の例えば町のホームページに、保育料についてのこういう基準額がホームページに載っておりますよね。これが今現在載っているわけです。これで大体、今見て入所の申し込みもしているわけですよ。そうすると、これを見てうちの保育料はどうかなという話になるのですけれども、今ちょうど年末調整等がこれから始まって、ことしの税金は幾らという話になったときに、所得税を払っている方なんかは去年とは大きく違ってきていますよね。そうすると、保育料、ああ、こんなに上がってしまっているのだねというふうに認識を持ってしまうと思うのです。それは、今までの、先ほどの可能な限り負担をふやさないということに関しては、それだけではちょっと済まないのではないかなとまず思います。

それで、この間の課長さんともちょっとお話しした中で、ちょっとお話を出したのですけれども、この基準表もホームページにあるのだけれども、実はうちの保育料、幾らかわからないという人がいまして、どこで調べればわかるのという話になりますと、課のほうに質問に来て、電話で来れば電話

で計算をし直してお答えしますよとか、それから基準表を見てもらえばという話になるのですけれども、およそうちの基準額は幾らというようなサービスを町のほうとしても出したほうがいいのではないかなというふうにその話をしている中で思ったのです。それはどういうことかといいますと、この基準表のところに1つ設けて、今エクセルとかそういうもので、ある程度の要件を入れればおよその金額が出るようなものを町のほうで作成して、それをホームページに載せてもらえばそういうことも解消できるかなと。また、これからいろんな方が、どうなるの、どうなるのという質問が多く来るときの事務の軽減にもなるかなと、また町としてはそういうものについてそこまでちゃんと丁寧に皆さんに教えていただいているというか、情報を出していますよというようなことが必要ではないかというふうに考えるのですけれども、いかが思われますでしょうか。

議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 筑井俊光君発言〕

子ども育成課長（筑井俊光君） 先ほど議員さんが述べたとおり、基準表の計算式、それについてはエクセル等を使えばある程度わかるのかなと思いますので、これについては今後検討していきたいと考えております。

それから、周知する説明の仕方なのですが、入所通知が来年の1月に出るのですが、そのときには当然この基準表を入れておきます。なおかつ、その説明文もある程度、所得税に関してこういうふうな計算式をしますよという一文を入れてあげたいと思います。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） そうすると、入所通知を出す時期というといつごろですか。

議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 筑井俊光君発言〕

子ども育成課長（筑井俊光君） 来年の1月下旬ぐらいかと思います。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 1月の下旬ですと、確定申告も終わっておりませんし、負担額をどのように通知するのですか。

議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 筑井俊光君発言〕

子ども育成課長（筑井俊光君） 保育園についてはそこではまだ出ないのですが、基準額を見ていただいて、こういうふうな所得税の計算を入れますよという話をできるような形の説明書を入れればわかるのかなと思います。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） そうすると、エクセルでつくって、ホームページで検索できるようなものは今後検討していくけれども、まず入所通知の段階では、それと同じような形の計算式を、計算すればできるようなものを入れて通知していただけるということですか。

議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔 子ども育成課長 筑井俊光君発言 〕

子ども育成課長（筑井俊光君） はい、そのように考えております。

議長（浅見武志君） 2 番石内國雄議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） わかりました。ぜひ皆さんに丁寧に、保育料等の不安もあるかと思しますので、していただければと思います。

続いて、次の質問の町営住宅の連帯保証人の保証期間なのですが、公営の場合は規定が定められていないので、保証期間については、1 回保証してしまった方が出ていかれるまで、例えば 30 年住んでいれば 30 年間ずっと保証期間が継続するということになるかと思うのですが、今そのことについては、町、要するに公共の機関が安易にそういうような、権利という言い方はおかしいですが、そういうものを長期間持つことについてちょっと私は疑問を感じるわけなのです。

それで、ちょっと確認したいのですが、今町営住宅に住んでいる方々、希望者も、100 件までいかないのですが、何十人が待っている方がおられると思うのですが、今現在で入居している方々の大体平均的な入居年数というのはどのくらいになりますか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔 都市建設課長 新井淳一君発言 〕

都市建設課長（新井淳一君） 今、都市建設課では、町営住宅 12 団地、約 240 戸管理しております。この 12 団地、240 戸の平均居住年数、14.3 年ぐらい、最近つくられた八幡第二団地、これは平成 11 年に建設したのですが、この八幡第二団地については 7.5 年程度、昭和 38 年ごろ建てた布留坡団地、これにつきましては平均 36 年、このような状態になっております。

議長（浅見武志君） 2 番石内國雄議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） 町営住宅は非常に希望者が多くて、家賃も安くて、町の中でいろんな環境もいいかと思しますので、希望者が多くて待っておられると。

保証した人のことをちょっと考えると、例えば家賃については、その方の所得とか住んでいる場所によって金額が決まっていますよね。所得によって変動するということですね。そうしますと、例えば保証人の立場の方でちょっと考えていただくとわかるのですが、最初は例えば 1 万円の町営住宅だったということなのだけでも、所得がどんどん上がって行って、例えば 3 万円とかというふうにな

ったときに、この方は家賃3万円なのだという事は保証人の方は認識をすることができるかどうかという話と、その期間がずっと、先ほどの一番最初のお答えであったように、最後の最後まで保証人としての責務があるということなのですから、そのことの認識が、保証された方に対してどれだけ丁寧に説明したり、確認をもらっているか、ちょっとお教えてください。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 新井淳一君発言〕

都市建設課長（新井淳一君） 確かに石内議員ご指摘のとおり、町営住宅には連帯保証人の更新制度の定めがない。ただし、町長が答弁したとおり、連帯保証人さんが死亡した場合とか、また保証能力を有しなくなったときとか、入居時と変更があったときには届け出なければならない。ただ、町とすれば、入居者が滞納等が発生しない限り、今まではそれを確認はしていませんでした。滞納等が発生して、入居者と交渉等がうまくいけば連帯保証人のところは連絡がいかないのですけれども、その交渉といたしますか、それが解決がつかない場合は連帯保証人さんをお願いすると、そのときにそういうことがわかるかなというようなことがありました。ただし、これからは、今後新しく入ってくる方々には密にその辺を協議させてもらって対応していきたいと。それと、今後は、徐々にではありますけれども、実態等を調査しながらその辺を改めていきたいと思っております。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） お金が絡んできたり、いろんな形で絡んでくる話ですので、保証人になる方も親戚の方もいますし、そのときのいろんな、おつき合いということはないのですけれども、いろんな関係で、そのとき、いいよ、保証人になってあげるよという方もおられるかと思うのです。今の例えば滞納が発生したときには連絡がいくということなのですから、先ほどの居住年数が例えば38年とか何年もなっていると、その保証人の方なんかそのことを忘れていきますよね。だから、保証人というふうになれば、私はその人を保証しているのだからということである程度の覚悟はあるかと思うのですが、その覚悟についての周知をしっかりと徹底していただいきたいなと。今、今後そういうものは丁寧にしていくということですので、そのようにぜひお願いしたいと思うのですが。

これは、ちょっと私思ったのですけれども、身元保証人でさえ最高5年で、3年で消えるという話があって、例えば町営住宅に入られて、滞納する場合もあるし、それから亡くなった場合もあるし、いろんな条件がいろいろあると思うのです。そのときに身元の引受人がいる、いないでは町の行政は大きく変わるので、ぜひ必要だとは思いますが、30年前の人がそのまま変更されないというのがある、いろんな形で、こちらの行政のほうで把握していても、本人の通知だとか周知とか、そういうのがないとなかなか、実際に事が起こったときにはトラブルの可能性もありますし、そういうものについては町としては、特に公の機関については規定がないからずっとなのだという認識ではなくて、ある程度の年数は例えば自分たちで定めて、更新をとるとか確認だとかというようなのが必

要と思いますけれども、そういうことについては、町長、ご意見をちょっとお聞かせください。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 保証人というのは非常に大事でございます、今石内議員さんが言ったとおり、やはり保証人に保証をしているという意識を持たせるということが大事だと思うのです。ですから、30年間いて、そのまま保証人になっているといっても、多分保証人はもう忘れていると思います。ですから、今言ったように、5年に1回は保証を、新しく保証人として、継続でもいいけれども、一応保証人としてのサインをもらい直すというような形は今後とる必要があるのではないかなと思っております。そういう形で、本人にも、保証人がついているから、滞納はある程度できないとか町に迷惑をかけられないとかという、そういうような意識を持たせるのと同時に、また保証人には保証人としての責任を持っていただくという形は、今後、今までお金の貸し借りと違って、住宅の問題ですから、結構その辺については甘い点はあったと思います。ですけれども、銀行なんかはまず最初に保証人の保証能力と保証意識というのは物すごく大事にすることでございますので、その辺を今後大いに町としても見直していく必要があるかなと思います。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 今町長が答えていただいたように、ぜひそれが必要ではないかなと思うのです。公の機関のいいところとか悪いところとかという形の中で、ちょっと安易なところというのが感じられるのです。いろんな行政の面でそうなのですけれども、例えばその分、規定がされていないからしなくていいのだよという感覚ではなくて、やはり規定がなくても、住民のためにはこの分、またはいろんなものをトラブルを避けるためにはこういうものを一つ一つ、町としてはしっかり細かい部分も定めて対応していくというのが必要ではないかなということだと思います。ぜひこれについては検討していただいて、またいろんな形でいい方向に進んでいただければと思いますので、よろしく願います。

それで、次の水辺の森公園の整備と管理の関係なのですが、今、水辺の森の状況をきのうもちょっと見てきたのですけれども、においとかそういうのはなくなったのです。これは、まず1つは、火災の関係で水を流していただけたようになったものですから、水が勢いよく流れ込んでいまして、水の流れがよくなっています。そういうので環境がよくなったかなと感じました。水辺の森公園という名前にふさわしいなと思ったのです。そうすると、防火のための関係もありますし、それから水辺の森というネーミングからいっても、水が満々と流れていたりするものが必要ではないかなというふうにも思っていて、用水路を使った水の放流については1年間通してやっていただければいいのではないかとまず感じました。

それから、あそこの水辺の森のメーンはショウビン沼です。ショウビン沼のメーンは、観察デッキ

というのがありまして、通路から観察のデッキが出ていて、水辺の状況が見えるようにつくられているのです。ところが、あそこの観察デッキへ行きますと、全部、これはヨシですか、よしずがばあっと囲んでしまって水が見えませんかということです。これは、水辺の森公園としてのネーミングからすると非常に違うのではないかなと。逆の、通路ではないほうの、通路にはなっていない水辺の森の反対側のほうへ行きますと、そちらのほうで水は流れているのですが、そこからのぞきますと、ヨシがばあっとあったところにやっぱりごみが堆積してしまっていて、空き缶等がそこに詰まっている状況でした。ヨシをどのように管理していくかとかというのが非常に大事になるのかなと思います。水鳥もあそこで寄っていましたし、私が行ってパタパタと逃げられてしまいましたけれども、非常に環境はよくなっているの、いいかなと。ヨシの管理の仕方とか遊歩道の関係とかいうものをちょっと検討していただければいいのではないかなとまず思いました。

その中で、水辺の森の西側に水が流れ込んでくるわけですが、その水が流れ込んでくるところは遊歩道になっているのです。ちょうど玉村町の南ポンプ場の東側のところに水が流れて、遊歩道があって、そこで水辺の森に入れる。それから、南ポンプ場の西側からは車も入れますけれども、あそこへ車がばあっと入って行って、河原のほうにおりられて、広場ですか、のところを、多目的な広場がありますけれども、そこまで入ってこられる。ですけれども、知れば、そういうところがあって、そこに行きたいなと思うのですが、気がついたところは、南ポンプ場の水辺の森に入る入り口について表示がないのです。水辺の森の表示はどこにあるかなと思えば、水辺の森のショウビン沼の一番西側のところに1つ、それから岩倉橋をおりて行って水辺の森に入るところに1つ、その2つですか。ですから、水辺の森の認知の仕方とか皆さんが利用しやすいようにするには、そういう入り口の看板だとか、そういうものも設置する必要があるでしょうし、人が入っていけば、利用していけば当然環境もよくなって行って、また行政のほうもそれはしなければいけないかなと思うのですけれども、その辺についてちょっと感じたのですけれども、まず水をずっと確保するということについてはどうでしょうか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 水辺の森の大もとは、滝川のほうから田んぼのほうに取水した用水を使って、それを排水されたものが、最終的な排水でショウビン沼から烏川へというふうに排水されております。やはり、水のほうを、用水のほうを通年で流すようにというお話のほうは私どももかなり承知もしておりますし、要望のほうがあるということは承知しております。農家の方々は、冬場になると、どうしても麦を植える関係で田んぼがしけることを非常に嫌うということで、水のほうはできるだけ少ないほうが小麦の栽培についてはいいわけなのですけれども、それよりも人命が大事だということで、防火的な機能も備えて年間通水のほうをできる限りしていきたいという意見のほうが強いと思いますので、その辺は農家の方々と話し合って了解は得られているというふうにも考えており

ますので、これからは年間通水のほうをできる限り行っていきたいというふうに思います。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） ぜひ、農家の方に非常にご迷惑をかけてしまう部分もあるのですが、通年で流せればそのほうがいいかなと思います。もしそうでない場合には、また別ルートでも何か水を入れる、確保する必要が出てくるのかな、そちらだとうんとお金がかかってしまうので、何とかしていただければありがたいかなという形があると思います。

先ほどの入り口の看板等についてはいかがですか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 新井淳一君発言〕

都市建設課長（新井淳一君） 水辺の森の整備に当たっては、県が平成13年から17年度にかけて、自然と人間の共存空間というような形で工事いたしました。これは、看板に書いてあるとおりだと思います。私も月曜日に行ってみて、看板が2カ所、こっこのほうに、石内議員がご指摘したほうにも必要なと思っておりますが、その辺は今後検討していきたいと思っております。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） ぜひ多くの方が利用して楽しんでいけるように、案内とかそういうのも充実が必要かなと思いますので、ぜひ取り組みのほうをよろしく願いいたします。

それで、指定管理の関係でいきますと、これは町が指定管理者になっているということなので、現状ではまず指定管理が難しいというお答えでした。これについては、県とかこれから検討していきながら、ぜひそういうものをしていきたいというお話だったので、もう一度そこら辺のところをちょっと詳しくお話しいただけますか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 新井淳一君発言〕

都市建設課長（新井淳一君） 水辺の森公園、あの辺一带を岩倉自然公園、そのように申しております。その中に、岩倉橋の東側のエリア、こちらに野球場、パーベキュー場、グラウンドゴルフ場等があります。ここの一带と玉村ゴルフ場を含めた一带を県が国から占用を受けて、県から町がこれを指定管理になって行っていると、西側については町が、水辺の森公園のほうの関係ですけれども、管理をしていると。この辺をどういうふうに今後考えるか、維持管理をどういうふうに考えていくかというのも含めてその辺を検討していきたいと、こういうことであります。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） そうすると、今の段階でいきますと、岩倉橋から東については県からの指定

をもらっていて、水辺の森だけでいった場合には町が直接やっているのですが、ただ、ニーズの問題だとかお金の問題とかといったときはそこだけで指定管理するということは考えていないので、全体をエリアの段階で指定管理とかというものを検討する場合にはしていくということですか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 新井淳一君発言〕

都市建設課長（新井淳一君） 全体で維持管理を行っていくか、水辺の森だけを別枠にして維持管理していくかと、こういう関係については今後関係機関と協議して進めていきたいと、こう思っております。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 指定管理にすればその分使いやすくなるかどうかというのは一概には言えない部分もありますけれども、管理がちゃんと行き届いておれば、指定であろうが、指定でなかろうが、また経費が少なければ少ないほうがいいかと思えます。いろんな方法はあるかと思えますけれども、いずれにしても、しっかり、あそこにすばらしいものがありますので、それを宝を生かしていくような行政をぜひしていただきたいというふうに思えます。ぜひ努力をしていただいて、ご期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後2時25分に再開いたします。

午後2時10分休憩

午後2時25分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 次に、14番石川眞男議員の発言を許します。

〔14番 石川眞男君登壇〕

14番（石川眞男君） 浅見新議長のもとで初めての質問をさせていただきます。大変光栄です。きょう、私、一般質問する内容なのですが、原子力発電所という極めて大きな話、それから、そこから発生する極めて微小な放射性物質により日本じゅうが被害を受けていると、このような状況の中で一般質問をさせていただきたいと思えます。

起きてはならないことが起きてからでない謙虚になれないのが人間の悲しい業と、そういう言葉があつたチェルノブイリ事故当時語られましたけれども、日本人にとってそれは、それでも謙虚になれなかったということがことし3月の地震と津波に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故によって

証明されてしまいました。日本には原発事故は起きないだろうとの願望も含めてたかをくくっていたと言えるだろう、事故が起きる可能性はあるけれども、自分たちが生きている時代でなければいいなどという思いもあったのではないのでしょうか。やはり他人事にしておきたかったという本音を明確にしています。

さて、今度こそ自然に対し謙虚になれるだろうか、そのことが本当に問われているのが今回の福島原発事故と思います。考えてみれば、原発は原子力による湯沸かし装置であり、まきで沸かすか、原子力で沸かすかの違いにすぎません。しかし、その差が天国と地獄ほどの違いになって、私たちに未来のエネルギー政策の選択を迫っているのが今の事態です。また、原発は、その熱量の3分の2を使うことができずに海に捨てている、極めて効率の悪い蒸気機関でもあります。日本の全河川流量4,000億トンと言われてはいますが、54基の原発で1,000億トンの海水を平均7度上昇させています。原発周辺の環境変化が大きいのはこのためです。現在が地震の活動期に入っていること、膨大に生み出される放射能、処理方法さえない大量の放射性廃棄物等々のことを考えれば、原発から脱却する選択以外に人類の未来に対してとるべき道はないと考えます。このような観点から、原発事故情勢下での玉村町の安全、安心な暮らしのための政策をお尋ねいたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故には、その収束に向け、懸命に努力をしているのだろうけれども、廃炉にまで30年以上を要するとし、その間にもどのような不測の事態が起こるかもしれない中での町の行政対応について以下質問いたします。例えば政府発表によると、セシウム137の量だけとっても、既に広島原爆170発分が大気中に放出されているということです。

1つ、原発は事故がなくても、その放射性廃棄物の処理方法についていまだ対応不能という状態ですが、安全神話の洪水の中、反対の声はかき消され、全国に54基の原発がつくられてしまいました。今後のエネルギー政策に関し、再生可能な自然エネルギーへと転換する脱原発社会を目指すべきと考えられるけれども、町長の見解をお尋ねいたします。

あわせて、太陽光発電、太陽熱利用への取り組みを強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2、現実に放射性物質が玉村町でも検出され、この程度なら心配ないと言う人もいれば、それでも心配で、どんな対応をしていいかわからないと言う人もいます。どちらも住民です。町の放射能に対する認識、特に外部被曝と内部被曝の違いをきちんと持って、どのように住民を安心させる方策をとろうとしているかをお尋ねいたします。特に子供たちへの対応と農産物に対する対応をお尋ねします。

3番、放射性物質が汚泥に含まれることは今後とも予想されます。汚泥処理については悩ましい問題ですが、いずれ事故原発はコンクリートの石棺で囲わなければなりません。セメントにして石棺用資材として使用することが現実的と考えるが、どうでしょうか。

4番、住民から放射能に関する問い合わせなどに対して機敏に対応できる体制が求められるが、放射能測定器をどのように活用しようと考えているかをお尋ねいたします。

そして、最後に、既に事故原発周辺地域の子供の一部に甲状腺異常が発見されました。成長期にあ

る子供たちを内部被曝から守るため、特に学校給食については細心の配慮が求められると思いますが、配ぜん間際の放射線量調査をして、安心して給食を食べられる環境を提供すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 14番石川眞男議員の質問についてお答えいたします。

まず、原発事故情勢下の問題でございます。脱原発社会についての質問にお答えいたします。福島第一原子力発電所の事故により、脱原発社会を目指す動きは高まっていくと考えられます。それに伴い、原発にかわる再生可能な自然エネルギー利用の普及が求められていきます。

町でも、平成21年度より住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金制度を制定し、普及促進を図っております。また、平成21年度には玉村中学校に20キロワットの太陽光発電システムを設置いたしました。今後も、可能な限り再生可能な自然エネルギー利用促進のために、公共施設、そしてまた一般家庭へ太陽光発電の設置を推進していきたいと考えております。今回の補正でも予算をとらせていただきました。このような形で太陽光発電の推進をしていきたいと思っております。

続きまして、安全、安心な暮らしのための施策の中で学校関係につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

3番目の放射性物質が汚泥に含まれることは今後も予想されるということで、汚泥の処理についての質問でございます。放射性物質を含む汚泥をコンクリートやセメント資材に活用できないかとのことですが、コンクリート、セメント会社は、平成17年経済産業省令第112号に基づき、コンクリートの破片等についてのクリアランスレベルの放射能の濃度を1キログラム100ベクレルを遵守しています。そのため、一般的に高い数値を示す汚泥を資材にすることは困難と思われております。いずれにしましても、この汚泥の問題は相当な期間と莫大なお金が必要となります。先日の報道によりますと、チェルノブイリの汚泥は既に25年をたった今でもそのまま埋めて、その埋めた場所については立入禁止区域となっているという状況が続いているということでございます。

続きまして、放射能測定器をどのように活用しようと考えているかについての質問にお答えいたします。町では、9月にハンディータイプの放射能測定器を3台購入いたしました。この測定器は、堀場製作所製のPA 1000Radiという機種で、群馬県や県内の市町村でも一般的に多く使われているものでございます。信頼できる機種であると考えております。

現在、学校教育課、子ども育成課、生活環境安全課で1台ずつ管理をしており、学校教育課は小中学校及び幼稚園、子ども育成課は保育所及び児童館、生活環境安全課はその他の公共施設を測定しております。公共施設は、31カ所を毎月1回測定した結果を町のホームページ等に公表していますけれども、このほか、区長会ごとに区長さんに測定結果を配布いたします。配布した一覧表を区長さん

から全戸に回覧をしていただくということになると思います。そのような形で、一般の皆さんにもお伝えすると。また、もしこの測定の中で異常があった場合はすぐに公表して、その善後策を、対応を検討するというにしたいと思います。

貸し出しについてと、いろいろあるのですけれども、今のところ先ほど申したように貸し出しはしておりません。というのは、一般の人がはかって、ちゃんとしたはかり方をしないで、線量が高かった、低かったということがひとり歩きしますと非常にこれは問題がありますので、現状は職員がきちっとした方法で線量をはかると、そして公表するということでしていきたいと思いますので、その辺をご理解していただきたいと思います。

以上です。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） 石川議員さんご質問の5項目のうち、関連がありますので、2番と5番についてまとめてお答えさせていただきます。

放射線量の測定につきましては、既に学校のプール水につきまして、プールが始まる前と夏休み期間中に民間事業者に委託をしまして放射能測定検査を実施いたしました。放射能のほうは検出されませんでした。

それから、空間の放射能検査につきましては、9月に放射線量を測定するための機器を購入し、毎月1回、町の公共施設の中心地点で測定し、測定結果を町のホームページに掲載しておりますが、現在まで国が示す基準を超えるような高い数値は示されておられません。さらに、ホットスポットとなるような場所でも随時実施をいたしておりますが、同様に高い数値は示されませんでした。

毎日、新聞やテレビなどの報道で県内の放射線量等も知らされ、基準値以下であると報道されているところではありますが、保護者や地域の方々の心配はぬぐい去られているわけではございません。安全、安心なまちづくりの観点からも、今回、町で購入した放射能測定器と同じものを管内小中学校に整備し、いつでも検査を実施できる体制を整えるとともに環境教育等に有効活用してもらうよう、今回の補正予算に計上いたしましたところ、先ほどご議決いただきましたので、早速対応させていただきたいと考えているところであります。

学校給食に関する放射能対策につきましては、給食の主食である米、パンについては、学校給食会により放射能検査を実施された上での提供であります。また、副食である野菜等については、市場に流通しているものを使用しているところであります。なお、この流通した野菜等についても、しかるべく検査機関によって検査が行われているのが現状であります。一方、地産地消という目標に向け、市場を通さない地場産の野菜についても今後使用する場合がありますので、検査機関に町独自に検査を依頼し、安全を確認した上で子供たちに提供したいと考えているところであります。

特に議員ご指摘の配ぜん間際の調理した給食の放射線量の調査であります、今後群馬県におい

て、12月6日及び1月31日の2回、町の給食センターで調理した給食について検査を実施する予定であります。また、本日、補正予算において放射能測定器を購入すべく計上したところ、ご議決いただきましたので、速やかに購入手続きを行い、測定器が納品になりましたら毎日検査を実施し、安全で安心な給食の提供を行うとともに、検査結果についてもホームページ等で公表してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 太陽光発電、それから太陽熱利用ということですが、8月ですか、再生可能エネルギーの買い取り法が一応成立しました。これも考えてみると、前の菅首相が、一日でも長く首相でいたいと思ったかどうかわからないけれども、そういう中でのとにかく追っつけ法案みたいなのところがあるのです。再生可能エネルギー、脱原発という形でつくったものであるのですが、一応法律ができています。そして、これが来年から施行されようとしていますので。

しかし、今の政府は原発をまた輸出するようなことを言っています。そして、きょうの新聞を見ると、どこだっけな、中東のほうへ出すので、砂漠に原発をつくるというのだから。とにかく水が、原発はとにかく熱量の3分の1しか使わずに、3分の2は海で冷やしているわけだから、非常に、冷やす水がない砂漠に、どうして水がないところに原発を輸出するのだということが問題になっているのです。記事になっていましたけれども、そういった意味で、私にとっては非常に危ない政権、何もわかっていない政権だと思っていますので。

特に、せっかくできた再生可能エネルギー買い取り法というものを先取りするような運用を、町だけでは実際できないのだけれども、検討してもらって、それで、多くの気持ちとしては、こんな危ない原発には何とかおさらばしたいという気持ちが圧倒的だと思いますので、そういったものに向けて、太陽光の発電、そして太陽熱の利用を一層促進するような状況をつくっていただきたいと思いますが、効率とすると太陽光のほうがいいし、太陽光より太陽熱のほうがいいわけです。しかし、また、例えば100万キロワット級の原発1つの電力を太陽光で賄うとすると、山手線の中を全部パネルで敷くような、そのぐらいの面積がないとできないというぐらいで、今のところ非常に効率が悪いわけです、そういう意味では。だからなかなか進まないのだけれども、原発にかけた金をそういった形に投資できれば、それはだんだん解消できると思いますし、そういういろんな観点から、やはりとにかく、半減期が30年だの2万4,000年だのという、そういう危ない状況から脱却していくということが未来に対する責任だと思いますので、町もその辺、腹をくくってもらって、町でできる自然エネルギー。

それで、いろんな問題があるけれども、人がいないようなところで原発をつくって、長い送電線で送ってきて、人がたくさんいるところの人が恩恵を受けるという、その送電の距離の無駄もあります

から、やっぱり自家発電的なところで地域でできるような状況というものを、自然エネルギーだけではなくて、いろんな、ガス火力とかいろいろあるのです、もっともっと効率のいいのが、安全なのが。そういうことも町は少し検討してもらって、この前の一般質問で言った電力の民営化の中での、民間の業者に入ってもらおうとか、そういった節電とかを含めて進めていっていただきたいと思うのですけれども、その辺の答弁をもう一度お願いしたい。

特に太陽熱というのは意外に、多くの人が屋根の上に乗っけて、そうすればおふるは間に合ってしまうぐらいのは1年じゅうあるわけですけれども、そういうものも含めて、やはり小さくても、小さい熱量を自分たちで補給していくということがまず第一歩だと思いますので、その辺の観点からひとつお答えをお願いしたいと思います。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 太陽光と太陽熱という話でございますけれども、太陽熱が太陽光に押されて、太陽熱の利用というのがちょっと今のところ弱くなっていますけれども、太陽熱の利用というのは非常にすごい威力がありまして、今でも太陽熱を利用している話を聞きますと、おふるは全然、あのままでは熱くて入れないという形で、太陽熱利用というのはもっと大事かなと思っています。

先ほど言ったように、群馬県の日照率というのですか、日当たりのよさというのは全国でもトップクラスだということで、全国第4位というのがこの間出ていました。そういう意味でも、太陽光、そして太陽熱の利用というのをもっともっと高めていく必要があるかなと思っています。今回も補正で出したのですけれども、非常に太陽光発電に対する興味が広まっておりまして、また町とすれば、将来的にはメガソーラーみたいな大型の太陽光発電というのも考えていく必要があるのかなと考えています。

福島の第一原発の電気を使わなくても十分に電気が間に合っていくのだというような、この間ちょっと出ていましたけれども、今までなんか、原発を使わないと電気が全然足りないのだという話だったのですけれども、いろいろ精査してみますと十分に足りるのだという話も出てきておりまして、3.11以後はかなり東北地方の企業が工場を閉鎖したりなんかやられているというので、そういう電気が少し余っているのかなというのもあると思うのですけれども、今後の自然エネルギー、これが主力になっていくなど。福島県そのものが、もう原子炉は廃炉するというのを福島県議会が議決したということで、知事もそれに同調しているということでございますので、この辺が日本全国の原発に対する考え方のもとになるのではないかなと私も考えております。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番(石川眞男君) 今、福島県は、先週、26日、沼田市はちょっと多いのです、はかってみると。そこで、子供たちを放射線から守るという形で、福島県のいわき市の市会議員の佐藤さんとい

う方に来てもらっている話を聞きました。

それから、宇宙飛行士の秋山豊寛さん、彼は福島原発から33キロのところまで農業を営んでいたのです。そこで農業を営んでいたのだけれども、あの調子だから、とてもやってられないというので、今鬼石に来ているのです。この前、29日に秋山さんとちょっとお会いして、いろいろ話を聞かせてもらいましたが、現地は今、群馬県と同じ人口だったのです。200万ぐらいいて、今10万人ぐらいの人が避難しています。それで、190万の人たちが汚染の地に暮らしているわけです。そして、一番彼が言うのは、やっぱり子供たちに安全なものを食べさせたいということなので、例えば玉村町が福島県内に姉妹提携する町村でもどこでもあったとすれば、間違いなく安全なものを、玉村町につくった安全なものを向こうへ供給しているかと思うのです。そういう意味において、例えば一番求めているのは非汚染食品の供給、現地はそうなのです。そういう意味も含めて、玉村町の子供たちの安全を保障して、それで食べ物も安全なものを保障するということが、こういう汚染状況の中での自治体の人口増進政策にもなるのです。特に小さい子供を持っている親は本当に神経を使っているのです、そういう意味においても、玉村町はこれだけの放射線調査しています、万全ですというものを、ほかの町村、自治体と比べても段違いのことをやることによって、玉村町で子供を育てたいという人もふえてくるのです。だから、そういうことも考えてやっぱりやっていただきたいと思います。

それで、例えば今、非汚染食品を、玉村町でつくったものは安全だとはかって、それをどこか、いろんな形で私たちは寄附しましたよね。だから、そういう思いを福島県につなげるような形で玉村町としてやることを考えることができるかどうか、ちょっとお尋ねしたい。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今後のいろんな町の、人口増をはじめ町の力をつけるという中では、今石川議員さんが言ったような形は、今の時期とすれば非常にタイミングがいい、グッドタイミングのことかなと思っております。そういう形で、玉村町の安全性というのをPRする絶好のチャンスかなとは考えます。それだけではなくて、いろんな災害についても玉村町のよさというのはありますので、それと並行して、もう一つ、原発に対する玉村町の姿勢というのか、玉村町の情勢というのか、放射線量の少ないということとそれに対応する町の力というものを十分に見せた中で、食料品やその他、町を売り出すというのは一つの手かなと考えております。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 3番の質問は、ちょっと大胆というかなのですけれども、実際これが、汚泥の中に放射性物質が入ってくるわけです。それで、今、それは町長の答弁とすれば、キログラム当たり100ベクレル以上からもうだめだということかもしれないけれども、今そういう状況ではなくなっているのです。

この前、阿久津の新幹線の下に袋詰めされて焼却灰が置いてあるのです。もちろん見に行きません、写真は見せてもらいましたがそれでも。そういった形で、放射性汚泥の置き場がなくなってしまうのです。それで、例えば原発にずっと反対してきて全然修正できなかった学者とか、いろいろいるわけですが、例えば京都大学の小出裕章先生とか広瀬隆さん、あの人たちに聞いても汚泥の処理がわからないと言うのです。どうしたらいいか。最終的には、原発のところへ持っていくしかないのではないかと言うのです。

なぜかという、チェルノブイリが結局石棺をつくるのです。コンクリです。石棺をつくったって、25年でもあそこでもまだ3,000、4,000人が作業しているわけですから、もうぼろぼろになって、またその上に石棺をつくっていくわけです。それが未来永劫に近いぐらい、何万年と続くわけです。そのことが必ず来るわけです、福島県も。そうした場合、もう濃度の問題ではなく、どうせ返すのだから、悪いけれども、あの原発の周辺、10キロ、20キロ圏というのはちょっと人が住めないような、前の経産大臣が死のまちという言葉を使ってしまってやめさせられてしまったけれども、そういう状況なのです。だから、そこのところへ、やはり大胆に、もうはっきり言って、この汚泥は現地の石棺の材料にするという形で、町としてもありとあらゆるところから言ったほうがいいという感じがするのです。決してそれは悪いことではないと思う。

それで、問題は、そこに、もうこういう事故を起こしてしまったのだから、あそこの人たちを安全に避難させるという状況をつくるという意味でも、もうあそこは住めなくなる状況をつくってしまったのだから。それで、あそこに原発が第一原発、第二原発とあるのだけれども、それが廃炉になっていけば、みんなそういう話になるわけだから。そうすると、残念だけれども、もっと言えば、54基の、廃炉になるときはほとんど石棺になりますから。本当に日本の海岸線が無残な状況になっていくのが50年後、100年後の実は世界だと思っただけだけれども、そういう状況をトイレなきマンションという表現で、安全でいても放射性廃棄物の捨て場がないような状況をどんどん、どんどん選んできてしまった、その結果こういうことになっているわけですが、本当に、こういうところに置いても危険で危ないのです。

だから、いろんな問題があるので、逆にもう危ないのはあそこのところへ、どうせ使うのだからということで町長が提案したほうが、初めは何をと言われるかもしれないけれども、学者なんかはみんなそういうふうに言っている、置く場がないのだから。そういうことで、ちょっと大胆に話させてもらいましたが、お答えはここでは明確には答えられないと思うけれども、私の意を酌んでいただけたかどうか、ちょっとお尋ねします。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） かなり科学的な高度な質問でございますので、私が簡単にここで返事をするというわけにはいきませんが、本当にこの汚泥については手がつけられないというのが現状で

ざいますし、これをどうするかというのは今後の課題だけれども、相当な費用と日数がかかるのは間違いないと思います。

この間、チェルノブイリの写真が載っていました。森がありまして、20ヘクタールというから、玉村町の3分の2ぐらいの場所ですか、そのぐらいの場所がまだ立入禁止区域なのです。そこは汚泥が埋まっているというところだそうです。そういうのが現実だということでございますので、日本にそういう形ができるのかなと、この狭い国土ではかなり難しい、あれはロシアだからできたのであって、難しいかなと思いますけれども。だけれども、いずれ、汚泥があるわけですから、その汚泥は野ざらしにしておくわけにはいきませんから、これは処理をしなくてはいけないというのは、これはもう明らかでございますし、その辺をどういうふうに政府、そして東電、もちろん政府がやることだと思いますけれども、進めていくのかなというのは我々も注目をして見ていく必要があるかなと思っております。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） チェルノブイリ事故のとき、モスクワに放射性物質を入れないように何をしたかといえ、チェルノブイリ周辺に雲があると、そこに空軍機が飛んで行って雨にしてしまうのです。雨にできるのですってね、雲は。そういった形で、放射性物質はチェルノブイリ周辺にみんな落としてしまったの。そのことによってモスクワは守られた。だけれども、そんなことは政府は言えないから、だから、結局、そのとき働いた空軍の人が被曝して、今になって雑誌に、おれたちは何をやってたのだという形で出てくるのです。日本政府がそこまでしているとは思わないけれども、結局、いろんな報道を見ると、メルトダウン、それで今度は底が抜ければメルトスルー、メルトアウトになればまた放射線がどんと来るのです。だから、今の状況は、まだまだ玉村町のほうでは少ないけれども、職員にとっても我々にとっても、次に何かがあるときのための訓練だと、危機管理の一環として今の状況をとらえてほしいと思うのです。そういう意味で、今の状況は決して甘くないと。

だから、3月11日、まさに三友議員の一般質問が終わろうとするとき、ここでえらい目に遭ってしまった、本当に思い出してしまうぐらいの状況でした。それで、今でも会うと、あのとき何をしていたかという話になると、もう話がうんと盛り上がるわけではないけれども、怖かったよと。東京都の高層ビルで10分間ぐらい揺れるわけですから、地下鉄にいた人もいれば、いろんな人がいろんな自分の物語を語ってくれるのです。

それで、あのときは東京都にとってはまだもらい地震だったのです。だから、帰宅難民程度で済んだのです。しかし、本震、関東大震災ないしは東海地震になってくればそんな状況ではない。そういうことを思ったとき、今回は悲惨な状況はあったけれども、我々にとっては、玉村町の人にとっては、次に来るべき、来てもらいたくはないけれども、ときの準備の状況と私はとらえたほうがいい思っているのです。だから、ここで放射能の測定器を買ったとき、どうするのですかというのはそこを聞

いたのです。だから、今ならいいですよ、貸さないとか貸すとか、そういう話で。そういう意味でとらえたのです。

そこで、内部被曝と外部被曝ということなのだけれども、被曝というのは、要するに距離を置けば、距離をどんどんとれば、距離の2乗に反比例して弱くなるわけだから、だから、どんな強い被曝でもどんどん距離を置いてしまえばいいわけです。しかし、近くなってくると、たとえ微量であっても非常に厳しいというのが放射線の怖いところで、そういうことも含めて職員に正しい知識を持っていただきたいと思うのです。

これは例えば、今どういう状況かと、何で赤城の大沼のワカサギが何回やってもセシウムが出てしまうという、そういう状況、これはもう原因を、はかっているというのだけれども、少なくともあそこにはあるわけです。あそこだけではなくて、やっぱり山があるのだから、1月、2月の木枯らしの中でこちらにも吹いてくることもあります。それで、中には、ことしは枯れ葉を燃さないとかたき火は気をつけるとかキノコは食べないとか、そういった形で注意する人もいますのですけれども、そういうことも含めてやっぱり統一的な、職員自身が放射性物質の怖さというかに対して何らかの共通認識を持つような状況をつくったほうがいいと思うのですけれども、町長、どんな感じで考えていますか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 職員は、町民の皆さんに、指導的と言うとおかしいですけれども、これに対しては先導していくということでございますので、今のような、石川議員さんが言ったような形で知識を蓄えていくという、これからは勉強会等もしていかななくてはいけないかなと考えております。

今回、学校にすべて放射線量をはかる機械を入れるということでございました。だんだん、だんだん線量が下がっていきまして、このままいくと今買った機械もいずれ使わなくなる、それが一番いいわけでございます、使わなくなるのではないかなとも考えました。ですけれども、やっぱり子供たちに環境教育ということで、放射線量をはかるというのも一つの環境教育だろうということで、全学校にこの機械を購入するということにしたわけでございます。子供たちにも放射能の怖さ、原発の怖さというものを教育の中で教えていくということも必要ではないかなと思って、この機械を買うということになったわけでございます。それと同時に、職員はそれ以上にいろんな面で町民の皆さんの期待に沿わなくてはいけないわけでございますので、これからももっともこの分野について勉強していった知識を蓄えて、そしてそれを町民の皆さんにお分けするという形でしていく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 住民からは放射能に関する問い合わせが来て、今言ったように測定器を貸してもらえませんかという声がかかり出てきた場合でも、私なんかは、今の段階だと、むしろ職員が

一緒に行って、それで丁寧にはかって、そして説明するという形で納得してもらおうというのがやっぱり重要だと思います。まだその程度の数値だから、玉村町の場合は。だけれども、大丈夫なのだよ、全然問題ないのだよという形でせっかく心配して来た住民に対して対応してしまうと、何だ、不親切だねとか、私は全然大丈夫だと思っていないよというところがあるので、その辺をやっぱり本当に大丈夫だと納得させられるような状況をやはりつくっていく必要があるのだと思います。そういう意味では、住民が来てみたら、住民と一緒にその現場へ行って、1カ所ではなくて何カ所かはかって、それでこういうものですよというような貸し出しの形の、貸し出しではなくて同行調査みたいな形をしていったらいいのかなと思うのですけれども、その辺は検討していただけますか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 貸し出しをとりあえずしないというときには、一応、今石川議員さんが言われたとおり、職員が必要と認めた場合は機械を持って行って測定をしてやるということは原則でございます。

というのは、こういう例があったのです。娘さんがドイツにおりまして、うちが心配だということで、正月ごろには帰りたいと、ただ、そのうちの放射線量がどの程度あるのかというのが知りたいという手紙が来たということでございます。そういうような場合には、職員が同行して家庭の線量を調べて、それでその結果をドイツの娘さんのところに知らせてやるという、そのような状況ではこれはやっていく必要があるかなと。ただ、うちをはかってくれ、おれのうちもはかってくれという程度のことではかって、それで、それがたまたまはかり方がおかしくてうんと低かったと、ああ、これは大丈夫だとか、高くしてこれは大変だとかということが簡単に流れますと、非常に周りに対していろんな面で心配がふえる可能性もありますので、その辺は十二分に気をつけていかななくてはいけないかなと。ですから、そういう我々の判断の中で必要と認めたものについては職員が同行して、職員が検針をするということでやっていく予定でございます。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） ことし94歳になる広島陸軍病院というところの医師の肥田舜太郎さん、前橋市に先月来たのです。その講演会を聞いて、彼の本なんかを読むと、内部被曝、こういう表現をしているのです。

放射線分子の大きさは、一般的な酸素、水素、窒素などの分子と同じく、細胞の6兆分の1なのです。小さいのです。本当に小さい。6兆分の1、これを仮に仁丹の粒、直径1ミリの大きさに拡大すると、人間の身長は大ざっぱに言って富士山の9倍になってしまうのです。富士山の9倍の身長になる、それほど微量な、富士山の9倍ぐらいの大きな人間の中での仁丹1粒が暴れ回るのだという、内部被曝というのはそういう世界なのだ。細胞の中では、たくさんの分子が互いに化学反応を起こし

て新陳代謝を行っているわけ。新陳代謝の結果、死んだ細胞があかとなって出てくるわけです。それぞれの元素が特有のエネルギーを持っている、それが電子ボルトという単位なのだけれども、100電子ボルト以下という、微量なのです。みんな100電子ボルト以下の微量。そこに放射線分子が入ってくると270万電子ボルト、100電子に対して270万の電子ボルトが入ってきて、その場をめちゃくちゃにしてしまうと。再生できればいいけれども、できないものは死んでしまったり、また暴走してがんになると、そういった状況なのです。そういうこと。

それから、特に重大なのは、長時間低線量放射線を照射するほうが高い線量の放射線を瞬間照射するよりたやすく細胞膜を破壊するという事実なのです。だから、低いから安心だということでもないのです。そういうものも含めて、ぜひ、いろんな形で認知する必要があると思います。それで、チェルノブイリの状況で、あれから25年たって、25歳ぐらいの人が結構少ないのです。結構亡くなっている。生きていても、チェルノブイリネックレスという形で、甲状腺がんの手術跡がネックレス状になっていると、そういう若者が随分いるのです。だから、「チェルノブイリ・ハート」という映画の中でもあったけれども、身体障害、知的障害、もう本当に、ちょっと直視するのが大変なぐらいの子供たちが出てくる映像があるのです。それはうそではないのです。そういうことを実際、私は、人類の経験として起こしてしまったわけだから、これが福島県で起きるのは非常につらいので、そういうもので私はこういう質問をさせてもらって警鐘を乱打しようとしているのですが、その辺に関して、要するに放射性物質の内部被曝の怖さというものをもっと私は感じて行政対応をしていくべきだと思うのですけれども、その点を最後に教育長と町長からお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） 今も議員さんご指摘のとおり、大変厳しい状況にあるということは重々承知しているところでございます。そういう意味から、内部被曝というか、特に食物からの摂取というのが中心になるのかなと思いますが、そういう点でも、今回のできる範囲の測定等を踏まえながら、子供に安全な給食を提供するとともに情報提供、あるいは今、3.11の原発の事故があって以来、文科省から原発についての小中高校用の副読本が出されているところであります。それらを踏まえながら、理解を子供たちにも深めていければというふうに考えているところであります。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 大変参考になりました意見をいただきまして、ありがとうございます。

この問題は、本当に町だけの問題ではなくて、日本全体の問題として考えなくてはいけないし、その中でも我々の仕事は玉村町の町民をどうやって守っていくかということでございますので、全力で町民を守っていくということで、今後も勉強していくということをご理解していただきたいと思っております。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 被害は小さく、そして成果は大きく報道するのが、政府の報道とか発表の姿勢です。そういう意味において、我々が本当に事実に向って住民に対応する、それで住民に正しい、住民が納得できるような対応をできれば、ああ、この町は安心して住めるのだという状況になりますので、ほかにも大変だけれども、これをやり抜ける自治体こそが、今の時点では人口増にも町の発展にも間接的には、いや、間接的ではなくて直接的につながってくるような気がしますので、その辺を対応していただきたいと思います。きょうはありがとうございました。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後3時20分に再開いたします。

午後3時9分休憩

午後3時20分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 次に、5番齊藤嘉和議員の発言を許します。

〔5番 齊藤嘉和君登壇〕

5番（齊藤嘉和君） 5番齊藤嘉和でございます。本日最後の質問者ということであります。もうしばらくの間、おつき合い、ご辛抱のほどをお願い申し上げまして、質問に入らせていただきます。

1つ目、水田のかんがい用水量の適正化をということでございます。ことしも稲の刈り取り、そして収穫が無事終わりました。放射線が測定されることもなく、また昨年のような猛暑に見舞われることもなく、平年並みの収量と品質を得ることができました。

例年6月の田植えの時期には、水田には多くの水を必要といたします。滝川からの取水は、上流から榎町堰、滝川第2堰、滝川第1堰の3カ所から取水をしております。それぞれの上流地点から田植えが進められるわけですが、下流部の芝根地域まで植えつけが終わるのに1週間から10日ほどかかっているのが現状であります。特に水の確保に毎年苦労しているのが、榎町堰下流に当たります箱石、小泉地域の耕作者であります。

そこで、2つの項目についてお聞きをしたいと思います。箱石、小泉方面への用水の安定した確保をするための対策を講ずるべきと思うが、いかがでしょうか。

2つ目、水田面積は、土地改良で水路が整備されたところと比較すると、転用等で随分減少している状況であります。にもかかわらず、下流に水がスムーズに流れないことをどう考えますか。この2つの点についてお伺いいたします。

2つ目の質問、大雨の経験から得た危機管理は万全かということであります。去る9月1日未明の

大雨により、町内各所で水路がはらんし、住宅等の床下浸水や道路冠水による交通どめ等が発生いたしました。昨年7月24日のゲリラ豪雨でも、各所で被害等が発生いたしました。最近では、こうした台風の襲来による大雨だけでなく被害がもたらされているのが現状であります。

そこで、次の3項目についてお伺いいたします。大雨の経験から、災害対策の見直しについての考えはいかがか。

雨水排水路の整備計画と進捗状況についてお願いいたします。

そして、3つ目、蛭堀の未改修部分の今後の工事予定についてはどうなっているかということでございます。

3点目の質問であります。防火用水の年間通水の徹底をとということでございます。10月末には、続けて2カ所の工場火災が発生いたしました。いずれの現場も水利が十分でなく、消火に時間がかかった要因の一つと思われます。最近では、稲作が終わる10月から6月までには用水に水が流れていないことが多く見られました。この間の水は防火用水としての位置づけでありまして、きちんと目的を果たしていただきたいと思いますが、いかがか質問をさせていただきます。

以上です。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 5番齊藤嘉和議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、水田かんがい用配水量の適正化をとということでございます。かんがい用配水量の適正化についてお答えいたします。ご指摘のとおり、滝川から取水する玉村町内の農業用水は3系統ありまして、榎町堰から取水した水系は最も長く、多くの取水口があるため、下流部へ安定して水を供給することが難しいと伺っています。

現在、各取水口の管理は、滝川統合堰協議会で堰の管理者を決め、下流部の状況を含みながら管理をしておりますが、一部の農家の方が過剰に取水することも散見されます。結果として、箱石、小泉地区に安定して水がいかない状況になっております。これらの対策としては、1つは、滝川統合堰協議会の管理者権限を高め、各地域の連絡を密にすることで上流部での過剰取水を抑制することではないかと考えています。農業者の方には、仲間意識を持ち、節度を持って用水の管理に協力していただくようお願いをしたいと思っています。

もう一つは、現在の戸別所得補償では、食料自給率向上のため、戦略作物としてWCS用稲や飼料作物、大豆の生産をした圃場に手厚い補助金を交付しております。用水供給の安定しない下流部では、これらを積極的に栽培することで水の問題をクリアすることもできるのではないかと考えています。いずれにしましても、水は水稻栽培にはなくてはならない最も重要な要素であります。限られたものを皆で分けて使うわけですから、譲り合いの気持ちを持ち、水を利用していただければありがたいと思っておりますので、今後このような形で農家の方々とお話をしていきたいと思っています。

次に、大雨の経験から得た町の危機管理についてでございます。台風12号により、8月31日夜より大雨が降り続き、9月1日未明に町内各地で水路がはんらんし、床上浸水2棟、床下浸水29棟の被害や道路冠水により国道354号や町道の通行どめを行いました。

現在の水防計画や洪水ハザードマップは、利根川や烏川がはんらんした場合を想定したもので、いわゆる外水はんらんへの対応を示したものであります。外水はんらんの場合、利根川や烏川の水位計を見ながら対応をしていくことができますが、今回のように内水はんらんの場合、水位の上昇からあふれるまでの時間が短いため、それに対応した警戒態勢をとらなければなりません。昨年7月24日のゲリラ豪雨をきっかけに大雨注意報から大雨警報が発令された場合の対応を見直し、水門操作や警戒態勢など早目の行動を行うように見直しを行いました。今回の台風12号では、水防団を招集し、土のうづくりや配布などを行いましたが、今後の活動体制については、さらに効率よくできるように見直しを進め、防災体制を整えてまいります。

次に、浸水対策事業の整備計画についてですが、この計画は特に被害が多い滝川左岸区域を重点区域とし、平成17年度に認可設計の承認を経て、雨水滝幹線整備事業として蛭堀と鯉沢の2つの水路の改修及び新規ルートの設置を実施するものです。それぞれ、蛭堀の改修を2号幹線、蛭堀の新設ルートを3号幹線、鯉沢の新設ルートを5号幹線と称し、平成19年度の蛭堀改修工事から着手し、平成20年度から本格的に3つの幹線を同時に整備しております。

進捗状況から申し上げますと、2号幹線、2号幹線というのは蛭堀の改修のほうです。2号幹線は、高さ1.5メートル、幅2メートルを改修予定、延長が約340メートルに対し214メートルが改修済みであり、今年度施工予定、これは今入札中でございます、126メートルで国道354号を横断して予定区間が完成できます。国道の横断工については、全面交通どめを計画しておりますので、交通事情や周辺環境に十分配慮し、周知徹底をしながら工事いたします。一応、この国道の交通どめの工事は約2週間を予定しております。

3号幹線です。3号幹線は、高さが1.5メートル、幅3メートルから3.5メートル、3メートルと3.5メートルの両方の広さがあります。斉田・上之手線の買収に合わせ整備をしており、予定延長約880メートルのうち、今年度末で367メートルが完成します。また、3号幹線は、斉田・上之手線から水道庁舎まで約390メートルを国道354号パイパス内に設置していきますので、総延長は約1,270メートルとなります。したがって、今年度末で約30%が工事を完成するわけですが、さらにペースを上げて平成27年度までに完成させることを目標としています。この27年度については、今の状況を見ますと、もっと早くしないといけないかなと考えておりますので、この辺について、もう少しこの工事を見直ししていきたいと考えております。

最後に、5号幹線です。これは、高さ1.2メートル、幅2.5メートルでございます。ことしの6月に鯉沢から滝川までの約430メートルの新設ルートが完成いたしました。毎秒6.7立方メートルの水量を流すことが可能になりました。今後は、3号幹線の流下水量が最も多く、冠水被害を軽

減することが期待されますので、未完成の3号幹線を重点的に工事を進めてまいりたいと思います。これが先ほど申しました27年度までに完成という3号幹線でございますけれども、これにつきましては非常に重要な幹線でございますので、できるだけ、一日でも早く完成をすることがいいと思いますので、今後十分に検討していきたいと思っております。

続きまして、防火用水の年間通水の徹底をという質問でございます。10月末から工場火災において、火災規模が大きく、通常の防火水槽や消火栓の配置では水利が足りないため、消火中に用水管理をお願いし、滝川より農業用水路に取水をしていただきました。このことを踏まえ、11月2日に開催した臨時区長会において、各地域で防火用水として通水できるよう区長さんをお願いをしてあります。現在は農業用水の幹線に防火用水を流していただいております、今後も年間通水ができるように用水管理者と協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 引き続き、2回目以降の質問をさせていただきます。

最初のかんがい用配水量の件ですけれども、先ほどの町長の答弁を聞いておりますと、抜本的な解決策というか、そういうことは一つも聞こえなかったな、そんなふうには私は感じたのですけれども。

そして、上流部の抑制とか地権者同士の話し合いとかということなのですけれども、やはり農家の人はわがままな部分が多くて、一番最初に水が来て早く田植えが終わる、終われば終わったで、一たん水の量というのは少なくなるのですけれども、やはり除草剤をまけば、ある一定の、やっぱり水面から土が露出しない程度の水というのは必要になります。そうすると、やっぱりそれは少ない水でも対応できるのかもしれませんが、上流部にしてみれば、流れた水は、それは少ない、多く流れていけば重宝に自分も水もかけたりできる、そういうことで、なかなかわがままというか、下流部に対しての融通性というか、そこら辺が協調性があってできればいいのですけれども、そこら辺が何かいつになっても解決しない、そういう机上の理想みたいなことを言ってもなかなか説得力はないというふうに私は思うのです。やはり、水利費、10アール当たり、天狗岩堰でいえば1,900円、そして統合堰の協議会組合費も100円、10アール2,000円は、上流であろうが、下流で水に苦労して、やっどこさ水を入れている地域でも同じ、平等に負担させられているというか、支払っているわけです。それだから、同じに金を払うのだから、同じにやっぱり水を使うときには使いたい、そんなのが、それは農家の気持ちとしては当然のことだと私も思うのです。

それで、ちょっと私なりに考えたのですけれども、今、全部滝川から取水ではなくて、第1堰と、私はたまたま管理者をやっているのですけれども、第1堰のところにはいつも滝川本線で流れてくる水というのは多くはないのですが、ほとんどない堰もありまして、それは滝川第1堰の取り入れのゲートの手前に蛭堀からの排水が流れ込む、その蛭堀の流れ込んだ排水を第1堰で取水する、そういう

形であくまでも排水を重点的に使っているのです。そういう形であるので、それと同じように鯉沢の排水を、今あそこは上茂木ですか、二軒茶屋の東というのかな、あそこで、ウオッチマンゲートといいますよね。そういうふうな取水方法で、354を横断して川井から飯倉地区に流しているというか、そういう場所があります。私、そこら辺の地形だとか水系の細かいことはわかりませんが、ウオッチマンゲートの付近を1つ改良することで、川井地区のほうにも、今川井の工業団地がかなり面積もふえたとし、川井の付近を見ても目いっぱい、3面の用水路にもう道路にあふれるぐらい水が流れている時期が多いのです。だから、それはそういった、必要以上にウオッチマンゲートから水が入って工業団地で取水する田んぼがなくなった、そういう意味から、同じ量で同じ流れが来ているから、そこら辺を、私が思うのには、簡単なU字溝というか、用水路のような形で箱石、小泉のほうに流れる水路に接続する、そんなことなら余り金はかからないで工夫してもらってできるのではないかな、そんなふうに私は考えるのですけれども、担当課長でいいですから、そこら辺の考え方についてのご意見を聞かせてもらいたいと思います。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 用水につきましては、かなり周りのほうが遅いということは認識しております。

ただいまの提案の、二軒茶屋のところからの鯉沢の堰をしまして、排水を再利用して、用水のほうを使って川井地区のほうへ持って行ってあります。また、南玉地区の一部もその排水を利用したところで使っております。ただし、それを箱石、小泉のほうへ持っていくには、やはり水路の勾配のほうに逆な勾配でありまして、向こうのほうに勾配が高いということで、そちらのほうになかなか利用できないというような状況があります。その辺も、排水利用のことを事務的にもかなり研究はしているのですが、その辺はなかなか、今の状況ではこれ以上の排水利用というのはかなり難しいかなというふうに考えております。

そんな中で、ほかにどんな方法があるかなということなのですが、町長がお答えしたとおり、基本的にはやはり水の利用方法というのは、もう本当に何百年、何千年前から、農家の方々が水の争いとか水について大変苦労してきたという歴史があるのは皆さんもご承知かと思えます。そんな中で、最終的に行き着くところは皆さんが分け合って使っていただくということでもありますけれども、手法的にできることは、今言った排水の再利用と、それから幹線の水路から支線に流れるところの堰を、今現在いろんな堰の仕方があると思うのですけれども、そこにうまく水門をつくって、小まめにその辺の水の調整をして、できる限り下流のほうに流していくというような状況、それと先ほどもお話ししたとおり、戸別所得補償制度でWCSとか、そういう水がおくれても対応できるような作付を行って、また減反のほうも、その辺をうまく調整していきまして対応していくということは、今考えている中のベターな手段ではないかなというふうに考えております。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 勾配があるというふうなことですけれども、もちろんそういったことは、私も逆勾配なんてことは知らなかったわけですが、でも、ウオッチマンゲートの上流100メートルぐらいのところに水中ポンプというか、水中ポンプではないかな、据え置きポンプで、吸管を中におろして、南玉の一部地域にポンプアップして揚水しているような場所も見受けられます。それで、だから、そのほかにも常時、マンホールの中にポンプを入れて、ポンプアップで用水を供給している場所もありますよね。ですから、今のウオッチマンゲートのところは勾配で無理ならばポンプアップで、あの付近にそういった、もう一カ所取水のポンプアップを設ける、そうすれば強制的に送水できるわけですから、そういったことも考えられるのではないのかな。だから、自然流下というか、勾配が逆で大変なのだよというときには水中ポンプなりでも、私はそれほど金のかかる話ではないのかな、そんなふうにするのです。その辺はいかがですか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 水中ポンプのほうで排水から用水に上げている場所は、たしか4カ所程度、玉村町はあると思います。今まで、考えられる手段の中でそういうことも可能ではないのかということをやってきました。その辺をもっと利用ができるのであれば、その辺は考えていきたいと思っておりますけれども、農家の人たちと相談しながら、その辺の手法についてはやっていきたいと思っております。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 課長も、その前の答弁の中で水門等という話もあったのですが、確かに田植え期後半になると、経済産業課の担当職員あたりが、上流の取り入れの堰のとめ板なんかを1つ外したり、またその上へ行って1つ外しながら、その地域の人に協力しながら、下流にぜひ水を分けてくれと、そういう話というか、そういうことを我々も耳にしております、あの時期には役場が回ってきて。だから、そういうことをやっている、それは毎年繰り返していたのでは脳がない話で、金がかかるかもしれませんが、順次水門を、幹線というか、本線というか、それから取水していく支線に入るところに、簡単な水門でいいですから。それで、そのかぎ管理をきちんと、かぎ管理になれば、今言う地域の責任者というか、それは統合堰の協議会の委員とか、そういう人たちの話し合いの中で、この水系は水が回ったから、ではこの水系についてはこれから取り入れの高さ7センチにしましょうとか、そうすれば半強制的に取り入れ量が減って、そうでもないとやっぱり、とめ板の木だと、それは担当の職員が来たときには、ではわかったよなんてことも、でも、行ってしまえばまた違う人が来てかけていくこともあるし、そういうことになるのですけれども。だから、やっぱり、今の

時代だから、余り金はかけるのは、私も別にそれを要望するわけではなくて、できるだけ節約した中で最良というか、ベターな要望でベターな結果が得られればいい、その中で、だから、簡単な水門でいいですから、そういうことも一つの案かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） そのとおりで、先ほども申し上げましたとおり、幹線から支線に行くところにやはり水門をうまく設置してやっていきたいというふうに思っております。今年度が、田中建設の南側の用水の幹線のところに1つ水門を設置しまして、南へいく支線のところへそれを設置しまして、そちらをコントロールしていきたいというふうに思っております。

それから、もう少し下のほうで、福島から南玉のほうへ田んぼへいく線があるのですけれども、そちらのところも水門の設置をすればもう少しうまくコントロールできるというふうなことも考えておりますので、その辺は県の補助もありますので、申しわけないのですが、1つずつその辺を解消できるようにやっていきたいと思っておりますので、ご協力のほうをお願いしたいと思います。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 課長から、支線に入る水門についても前向きな考え方を聞いたということで、ぜひ、先ほども言ったように、昔は、今の大豆の畑のところだって、今の堰の水を使う予定での水路の設計だったということになっているのです。それが、とても水が十分に入らないというような形から、ああいった大豆の集団転作だとかになっていると思うので。本当は、受益面積が減っているのだから、もっとスムーズに、流れて当然、減反面積もあるし、そういうことで、流れて当然なのが流れないのはなかなか私も理解に苦しむところなのですけれども、そういったところで、徐々にではありますが、前進してくれるのかな、そういうふうに思います。それと、先ほどのポンプアップの件もひとつぜひ検討をお願いしたいと思います。

それで、ちょっと下流部の関係、水の話とは違って、関連なのですけれども、第1堰の蛭堀からの排水門のところを、もう工事が終わったかどうかわかりませんが、水門の操作を電動にするというふうな計画で進んでいると思うのですけれども、左岸の水門だけでなく、取り入れ側の上下のゲート、そして取り入れのところの水門のあれについても、あれは関係者は時期には毎日ごみ払いに行き水門を開閉しているわけです。そこら辺をぜひ、今の蛭堀の上流の流入口については、あれは町が管理しているから、こんなことを言っているのか、わかりませんが、経済産業課の人たちが楽するためにあるだけで、農家のする人は勝手にやれというようなのも困るので、農家が管理というか、手動でやるほうもぜひ考えていただきたいと思うのですけれども、ちょっと課長、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） かなり厳しい、経済産業課のほうの職員が楽をするような話も出たのですけれども、そこはこの後の齊藤議員さんの質問の大雨の対策にも非常に大きなところであります。あれをいかに素早くあけて、排水のほうをスムーズに流すかということも非常にここ数年の大きな大水に対する課題でありましたので、そういうことも含めてご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、今右岸のほうの取水のほうもという話だったのですけれども、その辺は、堰の管理者であります議員さんでもありますので、ぜひいろいろこれから相談していきながら、できる限りの対策はしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

2つ目の質問についてお願いしたいと思います。この中で、災害時の対応ということなのですが、よく、9月1日のこともそうなのですが、浸水した人の話によると、役場へ電話したけれども、対応が、ガードマンが電話口に出るだけでというふうな話を聞くのですけれども、ガードマンがいるのは何時までなのだから、またそれ以後はどんなふうな対応なのか、ちょっとそこら辺の時間外の、日直というか、対応のことについてちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 夜間につきましては、役場は無人になってしまいます。8時15分までガードマンが、人がいるわけですが、その後につきましては施錠して、電話につきましては転送されるようになっております。8時15分過ぎにつきましては、役場に電話をしていただくとガードマンの警備会社のほうに転送される、それで何かあると警備会社のほうから総務課長のほうに連絡が入りまして、その案件によって、今回の大雨とかそういう場合には、私だとか、あとは水路関係、経済産業課長、都市建設課長のほうに総務課長のほうから指示が来るといったような状況になっております。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） ということになりますと、あとは地震ですけれども、震度4以上と前聞いたことがあるかと思うのですけれども、大雨警報が発令された時点でというか、そこら辺のマニュアルというのは、総務課長から命令が下るのか、生活環境安全課長がそのほうの担当だから、それで招集がかかったり、結局、皆さんが退庁したときの時間外に出動、役場に動員されたりするときにはどういったふうな手順で招集がかかるのか、ちょっとそこら辺をお願いしたいのですけれども。

議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 一般的には、大雨、洪水警報が発令されますと、最低の職員はうちのほうと総務課等が登庁するというふうになってございます。今回の場合も、大雨、洪水警報が出されたというのが、実際、雨が降り始めまして、その後、翌日の0時38分ですか、9月1日の0時38分ということで、この時間には発令をされています。その場合には、第1配備というふうになりますと、私と総務課長、都市建設課長、経済産業課長、あとは消防防災係が登庁するというふうになっていますが、今回の場合にも、その前にもう既に冠水をしてしまっているところがあるということで警備会社のほうに連絡が入りまして、総務課長のほうから私と経済産業課長のほうに連絡が参りまして、私どもが登庁しているんな対応をしたという状況になっています。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） わかりました。

そこで、次の排水路の関係なのですけれども、これで、今354の横断については入札中ですか、というふうな話で、それとメートルについても先ほど説明がありました。私は思うのですけれども、排水路の改修というのは上流からするものでなくて下流からするのが基本だと思うのです。上流からすれば、整備して流れのいいほうからどかんと来て、それで首の根っこみたいに真ん中で絞られてしまう。だから、私もいろんな354の事情は聞いたことがあります。でも、その場合に354がどうしても時間がかかるのであれば、やっぱり工事用の、バイパスの排水路というか、それは金が多少かかるのかもわからないのですけれども、やっぱり上流からせざるを得なかったということであれば、排水路のバイパス的なものが、私は何かそこら辺が今回の、やっぱり人災、人災と言う人はいないのかもわかりませんが、何で上流からやって、だから、そこら辺がちょっと、私にすれば人災的な部分もあるし、だから、これからどういうふうな改良工事があるかもわかりませんが、やはりできないときには排水路のバイパスも必要なのだと、そういうことはぜひ認識してもらいたいと思うのですけれども、最初に町長からそこら辺ちょっと、対応を。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 排水路、今言われたとおり、排水路の改修、上流からしてきて、上流が広くなって、途中で工事中だということで狭くなれば、そこは冠水するというのは常識的な話でございます。今回の件は、354というのがありましたので、あの許可がおりなかったということが一番のネックだったかなと思っております。その辺は反省しなくてはいけないかなと思います。それは言いわけになりますけれども、非常に時期的にもまずかったと。まずかったというのは、大体、250ミリぐらいの雨でしたら、恐らく100ミリぐらいは田んぼで水をたたえてくれるのですけれども、今回はちょうど穂が出る時期で、出穂水というので、もう田んぼが既に水をたたえていたというところに

降ったというのが一番の原因かなと私は思っているのです。そういう時期的な問題もありますし、床下浸水2軒で済んだということでございますので、その2軒には大変ご迷惑をかけたのですが、そのくらいで今回は済んだかなというので、まあまあ私とすれば、この蛭堀の工事が、これで354が進めばそういうことはなくなるのかなと思っております。もう一つは、斉田・上之手線の3号線、3号排水ということで、ここを一日も早く仕上げることによって354沿いの人たちの安心ができるのかなと思っておりますので、その辺に全力をこれから注入していく予定でございますので、工事の仕方についても、今齊藤議員さんがおっしゃったとおり、そのような形を今後とりたいと思っております。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 今の354の通行どめになる期間とか、そこら辺、ちょっと具体的な説明ができれば話を聞きたいと思うのですが。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 2号幹線の工事につきましては、現在入札中でありまして、それで、来週、6日ですか、に開札がありますので、それで業者が決定いたします。それに伴いまして、業者と細かい打ち合わせ等ができますので、それで対応を決めたいと思います。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） まだ業者が決まらないということであると、工事の日程等についてはまだはっきりしないと、そういうことでしょうか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） そのとおりでございます。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） わかりました。

そこで、ちょっと懸念されるので聞くのですが、先ほど蛭堀の2号幹線の改良というか、バイパスというか、蛭堀を3号幹線に今度流すという話ですね。そのときに、今さっきも私言ったように、第1堰というのは蛭堀の排水を利用するのが多いので、3号幹線がいつてしまうと、第1堰の下流に今度は流れてしまって、もうその水は捨てられた水、烏川に流れるしかないのです。ですから、ちょっと私、蛭堀の水が余り3号幹線に行くのは、鯉沢のあそこのゲートをつくったように、非常時だけそっちへいくのはいいのですが、常時というか、そこら辺の使い方というか、どんなふう

な状況になるか、担当課長、経済産業課長でもいいですし、ちょっとお願いいたします。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 蛭堀のちょうど浄水場がありまして、浄水場から広幹道を渡ったところに分岐で東のほうへ広幹道沿いに持って行って、3号幹線で落とすという形になります。そのときに、その本線の蛭堀のほうがふえたときに自動的にぱたっとおりて3号幹線のほうに行くようになっておりますので、通常の場合はそれは落ちませんので、通常の水量は確保できると、大水になったときだけ3号幹線のほうに行くという形になりますので、その辺は大丈夫だと思います。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） よくわかりました。

最後に、防火用水の件についてお聞きをしますのですけれども、現状、上陽地区についてはちょっと私わからないのであれなのですけれども、今の玉村町の3つの堰からの流れ方についてはどういうふうに課長は、今流れているか、流れていないかとか、どんな状況だか把握していますか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 非常に火事のほうで区長さんも心配されて、第1堰、第2堰がちょっと混同してしまって申しわけないのですけれども、角淵のほうに行く用水については火事の多かったときからかなり多く流していると、角淵へいくほうの用水については流しております。

それから、榎町堰のほうは、最初流したのですけれども、やはり農家の方から水が入ってしまうというようなことがあったらしくて、堰の管理者のほうが一時送水のほうをとめたというようなことがありました。ここに来まして、またその辺を理解していただきまして、用水のほうを榎町堰から流すように今しております。

それから、下新田のほうに行くやつ、第1か第2か、ちょっと申しわけありません。それについては、そっちのほうは余り今流れていないような状況だと思いますけれども、基本的にはそちらのほうも流していく方向でありますので、よろしくをお願いします。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 私も3日ぐらい前、一応質問するので、どんなふうに取り入れというか、流れているかなと思って見たのですけれども、榎町堰は別にゲートを下げているわけではなく、来た水量によって入っている程度で、いっぱいごみも突っかかっていたりして、そんな状態だけれども、あの水の高さではとても下流まで防火用水としての流れはっていないかな、そんなふうに感じました。

第2堰も、上之手地域だとかあの辺には流れているのですけれども、私が確認したときにはゲート

も立っていないし、取り入れ口にも水が乗っている状態ではなかったのです。私も、どこから水が流れているか、それともその前までゲートが立っていて流れたけれども、私が見たときには水量が減って切れていたのかな、ちょっとそんなふうに思ったのですけれども、いずれにしても、自分も第1堰についてはゲートを高くして、それなりに流しているつもりでいます。

それで、麦の田んぼに云々という話なのですけれども、私は支線に入れなくてもいいのです。本線というか、幹線にだけ流していれば、いざというときにはその近くを土どめなり、ちょっととめれば幾らでも防火用水には利用できるのです、幹線に流して、それから支線に流すと、支線から水口で田んぼに流入するおそれがある、それはもちろん農家は困るので。だから、今の時期は支線に流さなくて、幹線にだけ流して、そういうことであれば私は幾らでも、それは十分に、水路が使いっ放しで、とめもかけたまま、ごみもひっかかったままであると場所によっては支線に入ってしまう、だから、それは私は地域の人の水路の管理が不十分ではないのかと思うのです。ですから、今本線にも、本線というか、幹線に流すだけなら、これから6月に本格通水するときにはいろんなごみが流れますけれども、今からずっと流しておけばそういったごみも自然と流れてくれるので、そういった面からも防火用水の徹底はこれからもぜひ、これからの時期というのは水門の管理者というのは余り見ないので、どうしても経済産業課のほうが面倒を見る機会が多いかと思うのですけれども、そこら辺もぜひこれからも管理の徹底をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○散 会

議長（浅見武志君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

あしたは、午前9時までに議場へご参集ください。

これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午後4時9分散会